

**公益財団法人日本医療機能評価機構**  
**第2回「産科医療特別給付事業運営委員会」委員出欠一覧**

日時：2025年12月23日（火）10:00～11:30

場所：日本医療機能評価機構 9階ホール

委 員		所 属 ・ 役 職	出 欠	出席方法
◎	尾形 裕也	国立大学法人九州大学 名誉教授	出	会場
○	岡 明	埼玉県立小児医療センター 病院長	出	Web
	五十嵐 裕美	西荻法律事務所 弁護士	出	Web
	石渡 勇	公益社団法人日本産婦人科医会 会長	出	会場
	勝村 久司	日本労働組合総連合会「患者本位の医療を確立する連絡会」委員	出	会場
	木村 正	地方独立行政法人堺市立病院機構 理事長	出	会場
	楠田 聰	東京医療保健大学大学院 臨床教授	出	Web
	小林 廉毅	国立大学法人東京大学大学院医学系研究科 公衆衛生学分野 名誉教授	出	Web
	濱口 欣也	公益社団法人日本医師会 常任理事	出	Web
	宮澤 潤	宮澤潤法律事務所 弁護士	出	Web

◎委員長

○委員長代理

# 第2回「産科医療特別給付事業 運営委員会」次第

日時： 2025年12月23日（火）

10時00分～11時30分

場所： 日本医療機能評価機構 9階ホール

## 1. 開会

## 2. 議事

1) 第1回運営委員会の主な意見等について

2) 運営体制について

3) 審査および給付の実施状況等について

4) 納付申請促進に関する取組みについて

5) 集合的分析に関する取組みについて

6) 本事業の収支状況について

## 3. 閉会

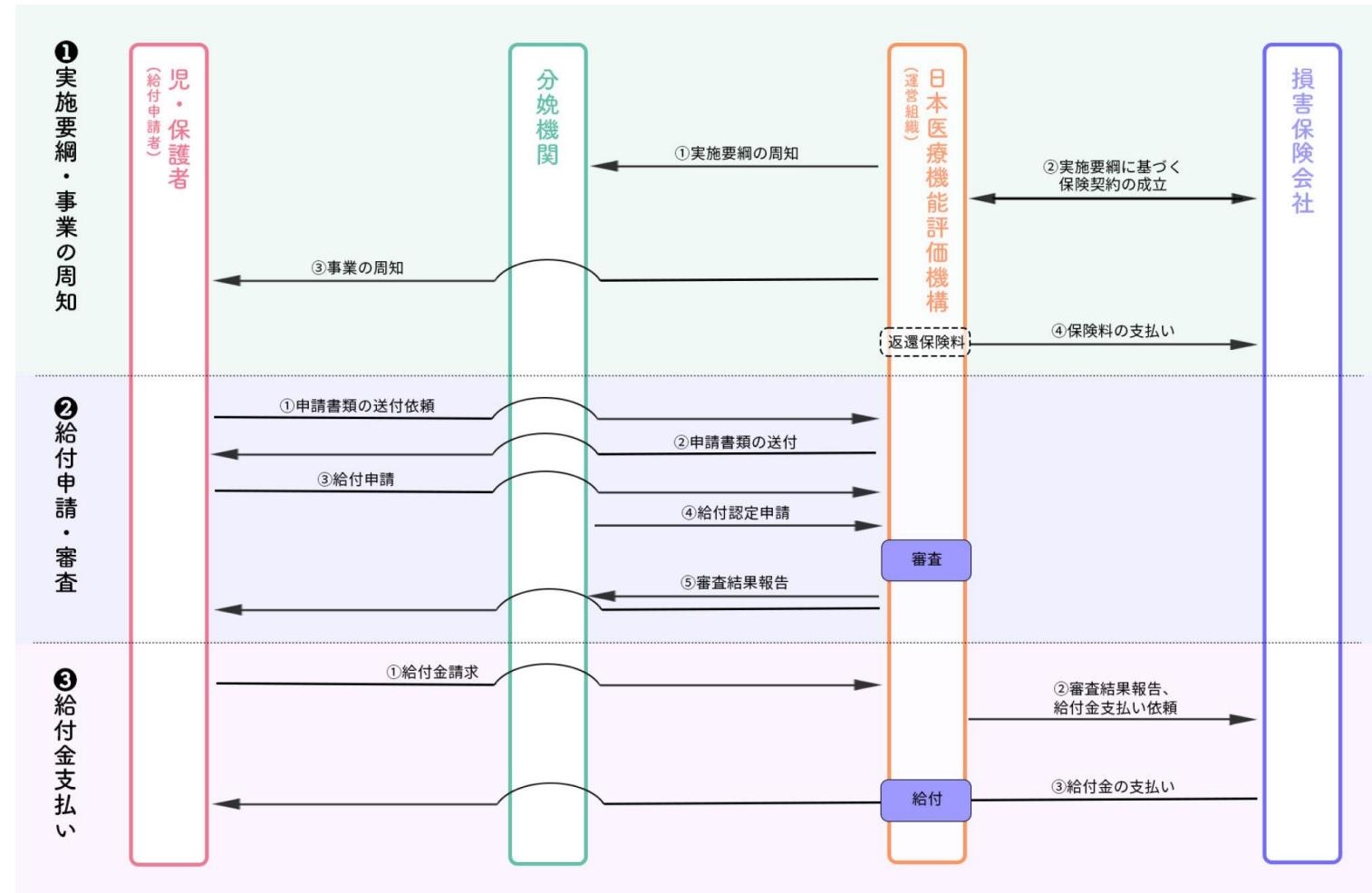
# 1) 第1回運営委員会の主な意見等について

主な意見	
1. 運営体制について	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 産科医療補償制度(以下、「産科制度」)の審査や事務手続きを準用することについては、速やかな給付、運営の効率化に資するので良い。</li></ul>
2. 将来の産科医療補償制度の見直しへの影響について	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 産科制度の運営委員会において、産科医療特別給付事業(以下、「本事業」)が産科制度の運営、将来の見直しに影響を及ぼす懸念があるという意見があった。</li><li>○ 将来改定の度に本事業が起こると産科制度の運営が不安定になるので、本事業は、今回限りにしてほしい。</li><li>○ 本事業は厚生労働省令に規定された「厚生労働大臣が定める事業」として産科制度の返還保険料が財源とされ、事業として創設された。つまり、厚生労働大臣が定めれば事業が創設できるということであり、将来改定の度に本事業が起こる不安がある。</li><li>○ 産科制度の制度改定は、周産期医療の進歩を踏まえて見直しが議論されている。今後、例えば将来の見直しの議論において、産科制度創設時の周産期医療を遡って評価し審査・基準を設定することは、周産期医療の進歩を考えると科学的にはあまり正しくないのではないか。そのため、本事業が今回限りということについて同意したい。</li></ul>
3. 審査・給付に一定の時間を要することについて	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 重症度について産科制度と異なり現時点で判断することは簡単なことではなく、これまでにない審査であることから一定の時間がかかる。審査委員会も迅速な審査を望みたいが、一方で、正確性も問われているため、事業創設初期の頃はある程度の時間をかけて正確な審査をしたく、その事情も、申請される保護者に丁寧に説明したほうがよい。</li><li>○ 申請から審査、給付までのスケジュールイメージ等について、事業の先が読めないことはわかるが、保護者がおおよその期間をイメージできるように、ホームページ等で案内するとよりよい。</li></ul>

## 2) 運営体制について

### (1) 特別給付事業の仕組み<概念図>

- 国において定められた実施要綱に基づき、申請、審査、給付、周知、システム等の事業の運営体制の準備を進め、2025年1月10日より事業を開始した。



## (2) 申請の流れ

- 給付申請者が給付申請書類を円滑に取り寄せられるよう、「産科医療特別給付事業ホームページ」(以下、「本事業ホームページ」)を作成し、給付申請書類の取り寄せWebフォームが1月10日に開設した。
  - 本事業ホームページは、産科制度のホームページと同様に、保護者向け、分娩機関向け、診断医向けごとにページが設置され、各々の閲覧者に必要なチラシ、給付申請ハンドブック、診断協力医一覧等の情報を提供している。
  - 診断医向けには、本事業における給付申請時に必要な脳性麻痺に関する診断のための「産科医療特別給付事業 給付申請用専用診断書(以下、「専用診断書」)」、「診断書作成の手引き」等も提供している。
  - Q&Aのページも設置し、よくある照会について順次Q&Aを追加掲載している。
- 円滑な給付申請に資するよう、必要に応じて保護者と加入分娩機関への仲介等も含めた給付申請の支援のため、本事業の専用コールセンターも1月10日に開設し、安定的に稼働している。
- 給付申請については、給付申請者が、給付申請書類を運営組織から取り寄せ、加入分娩機関から診療録等および専用診断書作成に必要な書類を取得し、専用診断書については、作成資格を有する診断医に作成を依頼し、給付申請者が各種書類を運営組織に提出する仕組みとなっている。なお、給付申請者が過去に産科制度において補償申請を行ったことがある場合は、給付申請者は、加入分娩機関から診療録等の取得は不要とし、給付申請者が運営組織に提出する書類を提出し、申請することができるものとする。

## 申請等の流れ

### 1. 給付申請書類の取り寄せ

給付申請者がWebフォームから給付申請に必要な書類を取りせる。

### 2. 給付申請書類の提出

給付申請者は給付申請書類を提出する。なお、給付申請書類は産科制度への補償申請の有無により異なる。

#### 産科制度に補償申請を行ったことがある場合

- 産科医療特別給付事業給付申請書
- 個人情報に関する同意書
- 損害賠償請求に関する情報提供の同意書

- 母子健康手帳の写し
- 産科医療補償制度登録証の写し

提出不要

- 産科医療特別給付事業にかかる出産証明書
- 診療録または助産録および検査データの写し
- 診療録等の写しがないことに関する証明書

- 産科医療特別給付事業給付申請用専用診断書

#### 産科制度に補償申請を行ったことがない場合

- 産科医療特別給付事業給付申請書
- 個人情報に関する同意書
- 損害賠償請求に関する情報提供の同意書

- 母子健康手帳の写し
- 産科医療補償制度登録証の写し

- 産科医療特別給付事業にかかる出産証明書
- 診療録または助産録および検査データの写し
- 診療録等の写しがないことに関する証明書

- 産科医療特別給付事業給付申請用専用診断書

### 3. 審査

審査委員会において実施要綱に則り適正に審査が行われる。

### 4. 特別給付金の支払い

給付対象と認定された児に対して特別給付金1,200万円が一時金にて支払われる。

### 3) 審査および給付の実施状況等について

#### (1) 審査の実施状況

##### ア) 審査委員会の開催および審査結果の状況

- 審査・給付については、給付申請者からの申請を受けた場合、すべての必要書類が到着した日から60日以内に給付申請者および加入分娩機関に受理通知を発出し、受理通知の発出日の翌日から起算して原則として120日以内に審査委員会において、審査した後、給付申請者等に審査結果通知を発出する仕組みとなっている。
- 2025年4月21日に「第1回産科医療特別給付事業 審査委員会」が開催された。なお、産科制度と本事業の委員会は同日に連続して同委員にて開催され、円滑に両審査を実施している。
- 2025年10月末現在、6回の審査委員会を開催し、224件の審査を実施し、218件を給付対象(※1)と認定した。

事業開始以降の審査件数および審査結果の累計

(2025年10月末現在)

審査委員会	審査件数(※2)	給付対象	給付対象外	継続審議(※2)
第1回(2025年4月21日)	14	13	1	0
第2回(2025年5月19日)	28	28	0	0
第3回(2025年6月23日)	43	42	1	0
第4回(2025年7月28日)	42	41	0	1
第5回(2025年8月25日)	54	50	1	3
第6回(2025年9月29日)	44	44	0	0
合計(※2)	224	218	3	3

(※1)給付対象218件のうち、産科制度に補償申請を行ったことがある事案は176件、行ったことがない事案は42件である。

(※2)継続審議分のダブルカウントを行わない件数のため、審査件数と継続審議件数は各回の合計値と異なる。

## イ) 給付対象外事案の状況

- 給付対象外は3件であった。

(2025年10月末現在)

審査結果	内容	件数	代表的な具体例
給付対象外	児の先天性要因または児の新生児期の要因によって発生した脳性麻痺	1	両側性の広範な脳奇形、染色体異常、遺伝子異常、先天異常等
	本事業の脳性麻痺の定義に合致しない	1	進行性の脳病変等
	重症度の基準を満たさない	1	実用的歩行が可能等
合計		3	

## ウ) 異議審査委員会の開催および審査結果の状況

- 本事業では、給付申請者が審査委員会の審査結果に不服がある場合は、不服審査手続きに従って再審査請求(不服申立て)を行うことができる。2025年10月末現在、2件の不服申し立てを受理し、異議審査を実施した。
- 2025年10月末までに異議審査委員会を1回開催し、2件について審査が行われた。その結果、審査委員会の結論と同様に「給付対象外」と判定された事案が1件、「継続審議」とされた事案が1件であった。

(2025年10月末現在)

異議審査委員会における審査結果			合計
給付対象外	給付対象	継続審議	
1	0	1	2

## (2) 特別給付金の支払いに係る対応状況

- 給付申請者は、給付対象として認定を受けた場合、特別給付金の申請書類を運営組織に提出し、運営組織は、すべての書類を受領した日から原則として60日以内に給付申請者に特別給付金(1,200万円)を支払う仕組みとなっている。
- 2025年10月末までに支払われた特別給付金は173件、いずれも実施要綱に規定する期限内に支払われており、迅速な給付を行っている。

## 4) 給付申請促進に関する取組みについて

- 給付対象と考えられる児が給付申請期限を過ぎたために給付を受けられない事態が生じないよう、産科医療関係者をはじめ、脳性麻痺児と関わる機会の多い医療・福祉関係者、行政機関、関係学会、関係団体等(障害児入所施設、特別支援学校、放課後等デイサービス等を含む。)と連携して周知を行う。
- 運営組織では、円滑な給付申請に資するよう、必要に応じて保護者と分娩機関の仲介等も含めた給付申請の支援を継続的に行っている。
- 関係学会・団体の学術集会での周知については、会場での各種発行物・周知帳票の配布、抄録集への広告掲載、学術集会ホームページへのバナー広告の掲載等により、本事業の周知を実施した。

### 主な取組み・内容

対象	主な取組み	内容
1. 加入分娩機関	(1)事業案内チラシ、ポスター、リーフレット、ハンドブックの発送	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 2024年12月23日に事業案内チラシ、ポスター、リーフレット、ハンドブックを全国の加入分娩機関に一斉発送した。</li><li>○ 加入分娩機関のご要望に応じて個別に追加で事業案内チラシ・ポスター・リーフレット・ハンドブックを発送した。</li></ul>
	(2)解説Webセミナーの実施、アーカイブ配信	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 産科制度の診断医や加入分娩機関の皆様を対象に、事業の成り立ちや診断書作成のポイント、審査における給付基準の考え方を詳しく解説するWEBセミナーを2025年1月18日に開催した。当日は536名が参加した。</li><li>○ WEBセミナーのアーカイブ配信を2025年4月1日～2025年9月30日で実施した。のべ417名が視聴した。</li></ul>
2. 自治体	(1)厚生労働省事務連絡「産科医療特別給付事業に関する周知について(依頼)」の送付および周知協力の依頼	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 2025年2月28日に全国約1,800の自治体に対して厚生労働省事務連絡「産科医療特別給付事業に関する周知について(依頼)」を送付し、周知の協力を依頼した。</li></ul>
	(2)事業案内チラシ、ポスター、リーフレットの発送	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 2025年3月21日に全国約1,800の自治体に対して事業案内チラシ・ポスター・リーフレットを一斉発送した。</li><li>○ 自治体のご要望に応じて個別に追加で事業案内チラシ・ポスター・リーフレットを発送した。</li></ul>
	(3)厚生労働省関係主管課長会議を通じた周知協力の依頼	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 2025年3月14日に開催された厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議に際し、厚生労働省ホームページに周知依頼文書を掲載し、会議内での事業周知を実施した。</li></ul>

対象	主な取組み	内容
3. 関係学会 および関係団体	(1) 厚生労働省事務連絡「産科医療特別給付事業に関する周知について(依頼)」文書の送付および周知協力の依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2025年2月28日に33の関係学会と21の関係団体に対して厚生労働省事務連絡「産科医療特別給付事業に関する周知について(依頼)」を送付し、周知の協力を依頼した。</li> </ul>
	(2) 関係団体を通じた療育センターへの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2025年8月5日に以下団体の会員施設・療育センターに、事業案内チラシ、ポスターを一斉発送した。ポスターについて施設に掲示いただくよう依頼した。           <p>&lt;関係団体&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立病院機構重症心身障害協議会</li> <li>・日本重症心身障害福祉協会</li> <li>・一般社団法人日本小児総合医療施設協議会</li> </ul> </li> </ul>
	(3) 学術集会または講演会等での周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2025年4月18日に開催された第128回日本小児科学会学術集会において、幕間広告を実施した。</li> <li>○ 2025年5月15日～17日に開催された第81回日本助産師学会において、企業出展による周知媒体の配布を実施した。</li> <li>○ 2025年6月4日～7日に開催された第67回日本小児神経学会学術集会において、岡委員に本事業に関する講演いただいた。また、抄録集への広告掲載、企業出展による周知帳票の配布を実施した。</li> <li>○ 2025年6月12日に開催された第62回日本リハビリテーション医学会学術集会において、抄録集への広告掲載を実施した。</li> <li>○ 2025年6月14日に開催された第36回日本小児科医会総合フォーラムにおいて、同フォーラムホームページへのバナー広告の掲載を実施した。</li> <li>○ 2025年6月27日に開催された第72回日本小児保健協会学術集会において、事業案内ポスターの掲載を実施した。</li> <li>○ 2025年9月13日～14日に開催された第1回日本小児在宅医学会学術集会において、幕間広告を実施した。</li> <li>○ 2025年9月25日～26日に開催された第70回全国肢体不自由児療育研究大会において、抄録集への広告掲載を実施した。</li> <li>○ 2025年10月10日～11日に開催された第66回日本母性衛生学会総会・学術集会において、企業出展による周知帳票の配布を実施した。</li> <li>○ 2025年10月25日～26日に開催された第51回日本産婦人科医会学術集会において、学術集会HPへのバナー広告の掲載、企業出展による周知帳票の配布を実施した。</li> <li>○ 2025年10月29日～31日に開催された第84回日本公衆衛生学会総会において、抄録集への広告掲載を実施した。</li> </ul>

対象	主な取組み	内容
4. その他	(1)産科医療補償制度ニュース第15号の発行、送付 (2025年10月発行)	○ 産科医療補償制度ニュース第15号で本事業について特集し、加入分娩機関、関係学会・団体、入所・通所施設および行政機関等への配布を実施した。
	(2)助産師会『助産師』への寄稿	○ 助産師会出版の『助産師』2025年5月号に「産科医療特別給付事業の創設」について寄稿。

資料2 産科医療特別給付事業解説Webセミナーーアーカイブ配信のご案内(チラシ)

資料3 「産科医療特別給付事業の周知依頼について」(2025年2月28日産医給付第15号)

資料4 「産科医療特別給付事業に関する周知について(依頼)」(令和7年2月28日厚生労働省事務連絡)

資料5 産科医療補償制度ニュース第15号

## 5)集合的分析に関する取組みについて

- 国で定められた実施要綱において「運営組織は、給付対象として認定された児に関する情報を集合的に分析し、脳性麻痺の発症につながる妊娠・分娩過程において生じるリスク因子等を取りまとめ、産科医療の質の向上に資する報告書を公表するものとする。」とされている。
- 本事業の創設の経緯や対象属性を理解いただいている「特別給付事業 事業設計検討委員会 審査基準等に関するワーキンググループ」の構成員を中心に医学的な専門家から構成されるプロジェクトチームを編成し、集合的分析、報告書の公表に向けた取組みを進める。

# 6)本事業の収支状況について

## (1)本事業に係る費用(実施要綱 第九条 一部抜粋)

- 損害保険契約に係る保険料、特別給付事業に係る人件費その他の事務経費に要する費用は、産科医療補償制度において、損害保険会社から運営組織に返還された保険料(以下「返還保険料」という。推計された給付対象者数に対応した額の範囲に限る。)により賄うものとする。
- 運営組織は、予算編成について、毎年、厚生労働省及び保険者に対し説明を行うとともに、特別給付事業の運営委員会等において報告し、公表するものとする。また、運営組織は、毎年、前項の費用に係る決算に関する書類を作成し、厚生労働省に提出するものとする。
- 特別給付事業に係る財源は、産科医療補償制度の返還保険料を区別して管理し、特別給付事業の運営を終了する時点において生じた残額は、産科医療補償制度の財源に戻し入れることとする。

## (2)運営組織の2024年度収支決算

- 収入については支出額と同じ額を返還保険料から繰り入れるため、収支の差額は発生しない。
- 2024年度の支出合計は31百万円であり、主たる支出は人件費等が10百万円、システム運用費等が12百万円である。
- 本事業の事業設計終了後の2024年8月から2025年3月までの期間に、事業の周知に係る費用として、補助金61百万円の交付を受けた。

事務経費(2025年1月-3月)

(単位:百万円)

科目		決算額	備考
収入	返還保険料からの繰り入れ	31	
	収入合計(A)	31	
支出	人件費等	10	給与・報酬、法定福利費等
	会議諸費	1	会議費、旅費交通費、諸謝金
	印刷製本費等	1	印刷製本費、通信運搬費
	賃借料等	3	事務所等賃借料、光熱水料
	委託費	2	人材派遣費、書類保管料等
	システム運用費等	12	保守費等
	その他経費 (広告宣伝費、消耗品費等)	2	消耗品費、備品費、雑費
	支出合計(B)	31	
収支差額(A-B)		0	

補助金会計(2024年8月-2025年3月)

(単位:百万円)

科目		決算額	備考
収入	補助金収入	61	
	収入合計(A)	61	
支出	印刷製本費	6	チラシ、ポスター、リーフレット、ハンドブック等の作成費
	通信運搬費	6	周知帳票発送費等
	雑役務費	49	コールセンター費、セミナー開催費、システム改修費、ホームページ作成費等
	支出合計(B)	61	
収支差額(A-B)		0	

### (3)運営組織の2025年度収支予算

- 収入については支出額と同じ額を返還保険料から繰り入れるため、収支の差額は発生しない。
- 2025年度支出合計は225百万円であり、主たる支出は人件費等が68百万円、システム運用費等が54百万円、委託費が37百万円である。

事務経費(2025年4月-2026年3月)

(単位:百万円)

科目		予算額	備考
収入	返還保険料からの繰り入れ	225	
	収入合計(A)	225	
支出	人件費等	68	給与・報酬、法定福利費等
	会議諸費	12	会議費、旅費交通費、諸謝金
	印刷製本費等	31	印刷製本費、通信運搬費
	賃借料等	18	事務所等賃借料、光熱水料
	委託費	37	人材派遣費、書類保管料等
	システム運用費等	54	保守費等
	その他経費 (広告宣伝費、消耗品費等)	5	消耗品費、備品費、雑費
	支出合計(B)	225	
収支差額(A-B)		0	

## 【 資 料 一 覧 】

○ 産科医療特別給付事業給付申請ハンドブック	資料 1
○ 産科医療特別給付事業解説 Web セミナーアーカイブ配信のご案内（チラシ）	資料 2
○ 「産科医療特別給付事業の周知依頼について」（2025年2月28日産医給付第15号）	資料 3
○ 「産科医療特別給付事業に関する周知について（依頼）」（令和7年2月28日厚生労働省事務連絡）	資料 4
○ 産科医療補償制度ニュース第15号	資料 5

給付申請者（保護者）・分娩機関の皆様へ

# 産科医療特別給付事業 給付申請ハンドブック

2025年1月



人の安心、医療の安全JQ  
公益財団法人 日本医療機能評価機構  
Japan Council for Quality Health Care

# もくじ

## I. 産科医療特別給付事業について ..... 1

1. 産科医療特別給付事業の目的 ..... 1
2. 産科医療特別給付事業の概要 ..... 1

## II. 給付申請の手続き ..... 2

1. 給付申請の流れ ..... 2
2. 給付申請書類の取得の全体像 ..... 3

- STEP 1** 給付申請者が作成・準備する書類 ..... 4
- STEP 2** 分娩機関から取得する書類 ..... 5
- STEP 3** 専門の医師に作成を依頼する書類 ..... 9

## III. 給付申請書類の記入例 ..... 10

## IV. Q&A ..... 18

## V. 産科医療特別給付事業 実施要綱 ..... 20

# I. 産科医療特別給付事業について

## 1. 産科医療特別給付事業の目的

産科医療特別給付事業は、2021年12月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児等のうち、2022年1月改定基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給することを目的に創設されました。

## 2. 産科医療特別給付事業の概要

### 給付申請者の範囲

給付申請を行うことができる人は、脳性まひの児の保護者（親権者、未成年後見人またはこれらに準ずる者であって、児を現に監護している方）です。また、当該児がお亡くなりになっている場合には、当該児を監護していた保護者を含みます。

### 給付対象範囲

#### 給付対象の3つの基準

##### ① 出生年ごとの在胎週数・出生体重

###### 2009年～2014年までに出生したお子様



###### 2015年～2021年までに出生したお子様



在胎週数・出生体重の基準に該当しないお子様は、一律に給付対象外となります。

##### ② 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ

先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、給付対象となります。

##### ③ 身体障害者障害程度等級1級または2級相当の脳性まひ

給付対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

### 特別給付金の給付額

1,200万円（一括給付）

### 申請期間

2025年1月10日～2029年12月31日

## II. 給付申請の手続き

### 1. 給付申請の流れ



#### 給付申請書類の提出

- 給付申請に必要となる書類



1 ~ 6

給付申請者が作成・準備する書類

7 ~ 10

分娩機関から取得する書類

11

専門の医師に作成を依頼する書類

をすべてそろえて、運営組織（公益財団法人 日本医療機能評価機構）に提出してください。提出していただいた書類は返却できません。  
必ずコピーをとって提出してください。



#### 申請受理

すべての書類  
が到着した日  
から60日以内

- 給付申請者からすべての給付申請書類が提出され、書類に不備や不足がないことが確認できましたら、運営組織はすべての書類が運営組織に到着した日から 60 日以内に「受理通知書」を送付します。

- 運営組織から分娩機関に損害賠償請求に関する確認を行います。



#### 審査・審査結果通知の送付

「受理通知書」  
の送付日の翌  
日から原則と  
して120日以内

- 提出された書類をもとに、運営組織において給付の可否について審査を行います。審査は、脳性まひに関する医学的専門知識を有する産科医や小児科医および学識経験者などによって構成される審査委員会において公正中立に行われます。

- 運営組織は、審査委員会の審査結果を受けて、給付の可否について「審査結果通知書」にてご連絡します。「審査結果通知書」は、「受理通知書」の送付日の翌日から原則として 120 日以内に送付します。



#### 特別給付金の申請

- 審査の結果「給付対象」と認定された場合、以下の書類を運営組織に提出し、特別給付金を申請してください。
- 特別給付金申請に必要となる主な書類

1. 産科医療特別給付事業特別給付金申請書
2. 特別給付金申請に関する同意書
3. 児の戸籍謄本または戸籍抄本
4. 給付申請者の印鑑証明

## 2. 給付申請書類の取得の全体像

産科医療補償制度への申請歴の有無により給付申請書類が異なります。右の「○：必要、×：不要、△：該当する場合」にしたがって準備してください。

STEP  
1



### 給付申請者が作成・準備する書類

- 1 産科医療特別給付事業 給付申請書（別表第二書式）
- 2 個人情報に関する同意書
- 3 損害賠償請求に関する情報提供の同意書

- 4 母子健康手帳の写し
- 5 産科医療補償制度 登録証の写し

#### 診療録等の写しの提出に関する同意書

- 6 の書類を分娩機関に提出することにより、分娩機関から運営組織への  
7～9 の書類の直接送付を依頼することができます。

詳細は P5

産科医療 補償制度	
申請歴有	申請歴無
○	○
×	○

○：必要  
×：不要  
△：該当する場合

P4-5

STEP  
2



### 分娩機関から取得する書類

- 7 産科医療特別給付事業にかかる出産証明書（別表第三書式）
- 8 診療録または助産録および検査データの写し
- 9 診療録等の写しがないことに関する証明書

#### 専用診断書作成のための必要資料

- 10 分娩機関と11の専用診断書を作成する医療機関が異なる場合は、10の書類を取得し、専門の医師に専用診断書の作成を依頼してください。

詳細は P8

×	○
△	△
△	○

P5-8

STEP  
3



### 専門の医師に作成を依頼する書類

- 11 産科医療特別給付事業 給付申請用専用診断書

○	○
○	○

P9



①～⑪のほか、運営組織が必要と認めた書類を別途提出いただく場合があります。

# STEP 1

給付申請者が申請書類を作成・準備します。

## 給付申請者(保護者)が作成する書類

- ・親権者が1名の場合もしくは未成年後見人の場合を除き、親権者お2人の署名が必要となります。

1

### 産科医療特別給付事業 給付申請書 (別表第二書式)

P10

2

### 個人情報に関する同意書

P11

3

### 損害賠償請求に関する情報提供の同意書

P12

## 給付申請者(保護者)が準備する書類

4

### 母子健康手帳の 写し

出生届出済証明の  
イメージ

出産の状態が記載された  
ページのイメージ

P13

5

### 産科医療補償制度 登録証の写し

P14

- ・母子健康手帳のうち「出生届出済証明」および「出産の状態」が記載されたページの写しを提出してください。

- ・分娩機関から交付された「産科医療補償制度 登録証」の写しを提出してください。登録証を紛失または破棄されている場合は、分娩機関に妊娠管理番号を確認のうえ、1の給付申請書に妊娠管理番号を記入してください。

## STEP 2

分娩機関から必要書類を取得します。

分娩機関から⑦～⑩の書類を取得するため、分娩機関に緑色の封筒と⑥を記入のうえ手交します。

※分娩機関に手交できない場合は、分娩機関に直接相談してください。



### 緑色の封筒（以下の書類が同封されています）

- 給付申請書類送付のご案内
- 産科医療特別給付事業にかかる出産証明書（別表第三書式）
- 診療録または助産録および検査データの提出時の留意点
- 診療録等の写しがないことに関する証明書
- 専用診断書作成のための必要資料の説明および提出時の留意点

## 6

### 診療録等の写しの提出に関する同意書

- ・分娩機関から運営組織に⑦～⑨の書類の直接送付を希望する場合は、⑥を記入のうえ分娩機関に手交してください。

※分娩機関から運営組織に直接送付を希望しない場合は、⑥の提出は不要です。その場合は、⑦～⑨の書類を受領してください。

### 分娩機関が作成・準備する書類

## 7

### 産科医療特別給付事業にかかる出産証明書（別表第三書式）

## 8

### 診療録または助産録および検査データの写し

[詳細は P6-7](#)

## 9

### 診療録等の写しがないことに関する証明書

- ・⑧で提出をお願いしている診療録等の写しが提出できない場合に作成してください。



P16



P17



厚生労働省において定められた「産科医療特別給付事業実施要綱」において、分娩機関は、給付申請者の依頼に応じて、診療録または助産録および検査データの写しについて、運営組織または給付申請者に提出する業務を行うこととされています。

なお、必要な資料作成やコピー等にかかる文書料等は産科医療補償制度と同様に分娩機関にご負担をお願いしております。

### 分娩機関等から専用診断書作成のための必要資料を取得します。

## 10

### 専用診断書作成のための必要資料

[詳細は P8](#)

## 8

## 診療録または助産録および検査データの写し

- 対象となる妊娠婦（妊娠から分娩後退院するまでの期間）および児（出生から生後1ヶ月まで）
- ※ 上記期間以外の診療録等の写しの追加提出をお願いすることがあります。

## 診療録または助産録および検査データの提出時の留意点

### 提出書類共通の提出時の留意点

- 提出書類は、作成者・記録者・記録の名称等を問わず、すべて提出してください。
- 提出書類は返却しませんので、原本ではなく、電子媒体（紙の写しも可）を提出してください。
- 申請後の審査の段階で、必要に応じて、データ等の書類の追加提出をお願いすることがあります。

提出書類	書類の名称	説明
1. 妊産婦の外来診療録・ 外来助産録		外来に関わる妊婦健診内容等、妊娠経過がわかる記録
2. 妊産婦の入院診療録・ 入院助産録	(1) 入院に関する記録	入院に関わる医師および助産師の診察内容や、それに伴う判断・処置がわかる記録
	(2) 分娩記録	児の娩出日時、娩出方法、胎盤所見等がわかる記録
	(3) 分娩経過表（パルトグラム）	陣痛周期や内診所見等の分娩経過や行われた処置がわかる記録
	(4) 手術記録	
3. 新生児記録		アプガースコアや出生時蘇生術の有無と処置内容、新生児期の経過等がわかる記録
4. 看護記録		入院に関わる妊娠婦の経過と行われた看護がわかる記録
5. 検査データ	(1) 胎児心拍数モニター記録	
	(2) 脇帯動脈血ガス分析データ	
	(3) 妊産婦の血液検査・膣分泌物培養検査・胎盤病理組織学検査	

の期間) のすべての診療録または助産録および検査データの写しを提出してください。

### 提出時の留意点

- ・今回の妊娠に関するすべての記録を提出してください。外来で実施した検査データもこれに含みます。
- ・転院がある場合は、転院元・転院先からの記録（診療情報提供書、返書、胎児心拍数モニター記録等）をあわせて提出してください。
- ・今回の分娩に関するすべての記録を提出してください。入院中に実施した検査データもこれに含みます。
- ・転院がある場合は、外来と同じく、転院元・転院先からの記録をあわせて提出してください。
- ・予定帝王切開等の理由で分娩経過表（パルトグラム）を作成していない場合は、その旨給付申請書類送付状に記載ください。
- ・帝王切開術の場合は、手術記録、麻酔記録等も提出してください。
- ・妊産婦に行った説明の記録と同意書も提出してください。
- ・生後、N I C U 等に入院している場合は、児の退院時サマリーおよび生後1ヶ月までの診療録を提出してください。
- ・生後、他の医療機関へ新生児搬送されている場合は、自院での記録のほか、搬送先からの返書やサマリー等を提出してください。
- ・申請後の審査の段階で、生後1ヶ月以降の記録等の書類の追加提出をお願いすることがあります。
- ・胎児心拍数モニター記録の原本の写しを提出してください。原本の記録速度が3cm／分以外で保存データから再出力可能な場合は、記録速度3cm／分のものもあわせて提出してください。
- ・胎児心拍数の波形が判読可能な状態であるか（印字の濃度）を確認のうえ、提出してください。
- ・妊産婦氏名、実施日時を補記したうえで、提出してください。
- ・多胎妊娠の場合は、いずれの波形が、給付申請する児の線であるか、明記してください。
- ・提出していただく際に原本のように1枚に繋げていただく必要はございません。例えばA4サイズにて複数枚コピーしたもの等を提出してください。
- ・検査結果報告書を提出してください。また、提出の際に、検査日時が記載されていることをご確認のうえ、検体種別（臍帯動脈血のデータであること）を明記してください。
- ・検査結果報告書を提出してください。

## 10

## 専用診断書作成のための必要資料

- ・分娩機関等は、「**10専用診断書作成のための必要資料**」記載の資料のうち、貴院で保有している資料のコピーを発行してください。
- ・給付申請者は、分娩機関等から受領した専用診断書作成のための必要資料の写しを、専用診断書の作成を依頼する医師に提出してください。

### 専用診断書作成のための必要資料の説明および提出時の留意点

作成・実施された場合のみ提出		
資料名	診療科	説明および提出時の留意点
① 児の診療情報提供書（紹介状）	小児科 / 新生児科	<ul style="list-style-type: none"><li>・新生児搬送前の分娩機関での児の状態や経過（アプガースコア、生後の蘇生の状況等を含む）</li></ul>
② 児の退院時サマリー		<ul style="list-style-type: none"><li>・新生児搬送後、NICU や小児科での入院期間における児の状態および経過</li><li>・退院後から現在までの児の状態および経過</li></ul>
③ 染色体検査結果報告書		<ul style="list-style-type: none"><li>・染色体検査の結果（G バンド検査、FISH 解析等）</li></ul>
④ 遺伝子検査結果報告書		<ul style="list-style-type: none"><li>・遺伝子検査の結果（エクソーム解析、CGH マイクロアレイ解析等）</li></ul>
⑤ 頭部画像データ・頭部画像検査読影報告書		<ul style="list-style-type: none"><li>・頭部画像検査（CT または MRI）の画像</li><li>※医療機関が保有しているすべてのデータ</li><li>※CD-ROM 等の電子媒体またはフィルムにて準備してください。</li><li>※読影報告書がある場合は、画像データと同実施日のものを準備してください。</li></ul>
⑥ 血液検査結果		<ul style="list-style-type: none"><li>・肝機能（AST、ALT、LDH、アンモニア等）</li><li>※医療機関が保有している最新のデータ</li></ul>
⑦ ③～⑥以外で実施した検査の結果		<ul style="list-style-type: none"><li>・血液ガス分析、乳酸、ピルビン酸</li><li>※医療機関が保有している最新のデータ</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・タンデムマススクリーニング検査</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・代謝異常検査（甲状腺関係（TSH、FT4、FT3）、クレアチニン、尿酸、CK 等の血液検査や尿中尿酸、尿中クレアチニン、尿中クレアチニン等の尿検査等）</li><li>・神経学的検査（脳波検査や聴性脳幹反応等）</li></ul> <p>※脳波検査については、<b>所見の記載のみを提出してください</b>。波形記録用紙は不要です。</p>

# STEP 3

専門の医師に専用診断書の作成を依頼します。

分娩機関等から取得した**10**の専用診断書作成のための必要資料を専門の医師(診断医)に手交し、**11**の専用診断書の作成を依頼します。

## 専門の医師が作成する書類

### **11** 産科医療特別給付事業 納付申請用 専用診断書



### **10** 専用診断書作成のための必要資料

- |                  |                           |
|------------------|---------------------------|
| ① 児の診療情報提供書（紹介状） | ⑤ 頭部画像データ・<br>頭部画像検査読影報告書 |
| ② 児の退院時サマリー      | ⑥ 血液検査結果                  |
| ③ 染色体検査結果報告書     | ⑦ ③～⑥以外で実施した検査の結果         |
| ④ 遺伝子検査結果報告書     |                           |

・次のいずれかの条件を満たす医師に専用診断書の作成を依頼してください。

- 身体障害者福祉法第十五条第一項の規定に基づく障害区分「肢体不自由」の認定に係る小児の診療等を専門分野とする医師
- 日本小児神経学会の定める小児神経専門医の認定を受けた医師
- 日本神経学会の定める神経内科専門医の認定を受けた医師



・この条件を満たし、あらかじめ診断への協力をご了解いただいた医師を「診断協力医」として登録しています。産科医療特別給付事業ホームページより診断協力医一覧を確認できます。

【産科医療特別給付事業ホームページ】  
<https://www.sanka-kyufu.jcqhc.or.jp/>



- トップページから「保護者の皆様へ」「診断協力医一覧」をクリックし確認してください。



診断書取得にあたっての費用は、給付申請者のご負担となります。ただし、審査委員会の審査の結果、給付対象外となった場合は、給付申請者に対し運営組織より診断書取得にあたっての費用の一部補助として1万円（定額）が支払われます。

### III. 給付申請書類の記入例

1

#### 産科医療特別給付事業 給付申請書 (別表第二書式)

(運営組織)  
公益財団法人 日本医療機能評価機構 御中

#### 給付申請者用

運営組織使用欄

1

#### 産科医療特別給付事業 給付申請書 (別表第二書式)

1 児・妊産婦の情報を記入してください。

フリガナ	ニホン イチロウ									
児氏名	日本 一郎									
生年月日	2	0	X	X	年 X X 月 X X 日					
性別	(男)・女									
→ いずれかに○印を記入										
フリガナ	ニホン ハナコ									
妊産婦氏名	日本 花子									
妊産婦管理番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
→ 「産科医療補償制度 登録証」に記載の10桁数字を記入 ※登録証を紛失または破棄されている場合は、分娩機関に妊産婦管理番号を確認のうえ記入してください。										
給付申請時点における 損害賠償金等の 受領の有無	有無の いずれかに □	□無 □有→ (受領済みの損害賠償等金額 円)								
→ 加入分娩機関等からの損害賠償金等の受領状況を記入										

2

#### 給付申請者(代表者)情報を記入してください。

※給付申請者は、特別給付金の申請を行う児又はその保護者(親権者又は未成年後見人)となります。  
児が未成年又は申請時に亡くなっている場合は児の保護者(親権者又は未成年後見人)となります。

記入日 20 ○○年 ○月

給付申請者 (代表者)	フリガナ	ニホン タロウ				
	氏名	日本 太郎				
	フリガナ	トウキョウトチヨダクカンダミサキチヨウ				
	住所	〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目4番17号 東洋ビル				
	電話番号	090	-	XXXX	-	XXXX
給付申請者と 児の関係	(親権者)・未成年後見人					

●給付申請者の代表の方を一人選び、代表の方の情報を記入してください。

3

#### 以下の事項をご確認の上、保護者(親権者又は未成年後見人)は署名をしてください。

※親権者が1名の場合もしくは未成年後見人の場合を除き、親権者2人の署名が必要となります。ご署名は必ず本人が行ってください。

確認事項欄	・産科医療特別給付事業による給付認定を必要書類を添えて申請します。 ・加入分娩機関等からの損害賠償金等を1,200万円以上受領していません。 ・給付申請期間を通して、私(児)及び私の保護者が分娩機関、または分娩機関の使用者のその他業務の補助者に損害賠償請求を行ったときは、遅滞なく運営組織に対してその旨を通知します。
-------	--

給付申請者 (保護者)	親権者①・ 未成年後見人	住所	〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目4番17号 東洋ビル				
		氏名	日本 太郎 (自署)				
		児との続柄 (いずれかに□)	□ 父	□ 母	□ 未成年後見人		
	親権者②	住所	□ 親権者①住所と同じ(同住所の場合は□。相違の場合は下にご記入ください)				
氏名		日本 花子 (自署)					
児との続柄 (いずれかに□)		□ 父	□ 母	□ 未成年後見人			

## 2

# 個人情報に関する同意書

(運営組織)

公益財団法人 日本医療機能評価機構 御中

## 給付申請者用

運営組織使用欄

## 2

# 個人情報に関する同意書

私(児・保護者)は、産科医療特別給付事業に関して、運営組織(公益財団法人日本医療機能評価機構)が私(児・保護者)並びに親族の個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、次の①から⑥に掲げる個人情報の取得、提供を行うことについて、同意の有無を回答します。

- ①運営組織が、給付対象の認定、特別給付金の支給等を行うために取得し、自ら利用すること
- ②特別給付金の支給を目的として、医療機関、金融機関等又は運営組織の業務委託先若しくは提携機関に対して個人情報を提供すること
- ③特別給付金に係る財産の基礎を確保するために必要な保険契約の締結、維持・管理等を目的として、引受保険会社及びその業務委託先に対して個人情報を提供すること
- ④今後の給付対象の給付申請に係る診断の質の向上を目的として、給付申請用専用診断書を作成した医療機関に対して個人情報を提供すること
- ⑤事業としての高い透明性を確保すること並びに将来の同種の脳性麻痺の再発防止及び産科医療の質の向上を図ることを目的として、国民、医療機関、関係学会・団体、行政機関等に対して、個人情報を提供すること(ただし、提供先にて特定の個人や医療機関を識別することができる情報を除く。)
- ⑥給付対象として認定された児に関する情報を集合的に分析し、脳性麻痺の発症につながる妊娠・分娩過程において生じるリスク因子等を取りまとめ、産科医療の質の向上に資する報告書を公表するものとする

### 1 上記の事項をご確認のうえ、同意の有無について、いずれかにレ点を記入してください。

- いずれかに  全て同意します。  
 全て同意しません。

\*同意を拒否された場合は、給付認定の手続きに入ることができません。

### 2

#### 同意者(児)情報を記入してください。

同意者 (児)	住所	〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目4番17号 東洋ビル								
	児氏名	日本 一郎								
	生年月日	20	X	X	年	X	X	月	X	X

### 3

#### 保護者(親権者又は未成年後見人)は署名をしてください。

\*親権者が1名の場合もしくは未成年後見人の場合を除き、親権者お2人の署名が必要となります。ご署名は必ず本人が行ってください。

保護者 (代理人・同意者)	親権者①・ 未成年後見人	住所	〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目4番17号 東洋ビル			
		氏名	日本 太郎 (自署)			
		児との続柄 (いずれかに□)	<input checked="" type="checkbox"/> 父	<input type="checkbox"/> 母	<input type="checkbox"/> 未成年後見人	
親権者②	住所	□ 親権者①住所と同じ(同住所の場合は□。相違の場合は下にご記入ください)				
	氏名	日本 花子 (自署)				
	児との続柄 (いずれかに□)	<input type="checkbox"/> 父	<input checked="" type="checkbox"/> 母	<input type="checkbox"/> 未成年後見人		

### 3

## 損害賠償請求に関する情報提供の同意書

### 給付申請者用

運営組織使用欄

### 3

## 損害賠償請求に関する情報提供の同意書

### 1

出産された分娩機関名を記入してください。

(分娩機関)

○○分娩機関

御中

私（児・保護者）は、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営組織として実施している産科医療特別給付事業の給付対象者の認定、特別給付金の支払にあたり、貴院における私（児・保護者）の損害賠償請求に関する情報を、同機構に直接提供することに同意します。

同機構が給付対象者の認定、特別給付金の支払に必要とする損害賠償請求に関する情報をすべて提供して差し支えありません。

なお、当該情報については、「公益財団法人日本医療機能評価機構 産科医療補償制度運営部 産科医療特別給付事業担当」あてに直送してください。

### 2

同意者（児）情報を記入してください。

※同意者（児）が未成年の場合、同意者（児）欄は保護者（親権者又は未成年後見人）が代筆してください。

記入日 20○○年○月○日

同意者 (児)	住所	〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目4番17号 東洋ビル		
	児氏名	日本 一郎		
	生年月日	20	X X 年 X X 月 X X 日	

### 3

保護者（親権者又は未成年後見人）は署名・捺印をしてください。

※親権者が1名の場合もしくは未成年後見人の場合を除き、親権者お2人の署名・捺印が必要となります。ご署名は必ず本人が行ってください。

保護者 (代理人・同意者)	親権者①・ 未成年後見人	住所	〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目4番17号 東洋ビル		
		氏名	日本 太郎		印
		児との続柄 (いずれかに□)	□ 父 □ 母 □ 未成年後見人		
	親権者②	住所	□ 親権者①住所と同じ (同住所の場合は□。相違の場合は下にご記入ください)		
		氏名	日本 花子		印
		児との続柄 (いずれかに□)	□ 父 □ 母 □ 未成年後見人		

## 4 母子健康手帳の写し

母子健康手帳のうち「出生届出済証明」および「出産の状態」が記載されたページの写しを提出ください。

## 出生届出済証明の イメージ

この欄は手帳を受け取ったらすぐに自分で記入してください。

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●					
子の保護者	続柄	氏名	生年月日（年齢）		職業
	母 (妊婦)		年	月	日生（歳）
	父		年	月	日生（歳）
			年	月	日生（歳）
	居住地	電話			
電話					
電話					

## 出生届出済証明

子の氏名	男 女		
出生の場所	都道府県	市区町村	
出生の年月日	年	月	日
上記の者については 年 月 日 出生の届出があったことを証明する。			
市区町村長			印

※赤ちゃんが生まれたら 14 日以内に出生届をして、同時に上欄に出生届出済の証明を受けてください。

## 出産の状態が記載された ページのイメージ

出産の状態									
妊娠期間		妊娠週							
娩出日時		年		月		日		午前	後
分娩経過		頭位・骨盤位・その他( ) 特記事項							
分娩所要時間				出血量		少量・中量・多量( ml)			
出産時の児の状態	性別・数		男・女・不明		単・多		(胎)		
	計測値		体重 g		身長 cm				
			胸囲 cm		頭囲 cm				
	特別な所見・処置		新生児仮死→(死亡・蘇生)・死産						
証明	死産証書 出生証明書・(死胎検査書)・出生証明書及び死亡診断書								
出産の場所名稱									
分娩取扱者 氏名	医師						その他		
	助産師								

## 5

## 産科医療補償制度 登録証の写し

分娩機関から交付された「産科医療補償制度 登録証」の写しを提出ください。登録証を紛失または破棄されている場合は、分娩機関に妊産婦管理番号を確認のうえ、①の給付申請書に妊産婦管理番号を記入してください。

産科医療補償制度 登録証		妊産婦用												
<p><b>【産科医療補償制度について】</b> 赤ちゃんが健康で、元気に生まれてくることを願って、医師や助産師も全力で皆様をサポートして参りたいと考えております。しかししながら、お産の現場では予期せぬことが起こってしまう場合もございます。そこで、分娩に関する事例で発症した重度胎盤性麻痺の赤ちゃんとそのご家族を、出産後も引き続きサポートさせていただくことを目的として、この産科医療補償制度は創設されました。</p> <p><b>【産科医療補償制度の対象について】</b> 産科医療補償制度に加入している分娩機関（病院、診療所および助産所）で生まれた赤ちゃんが補償制度の対象となります。この登録証は、当院の管理下においてお産した場合、この制度の対象となることをお示しするものです。</p>														
<table border="1"> <tr> <td>妊産婦管理番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 登録済み 妊産婦管理番号</td> <td></td> </tr> </table>			妊産婦管理番号		※ 登録済み 妊産婦管理番号									
妊産婦管理番号														
※ 登録済み 妊産婦管理番号														
<p><b>【妊産婦記入欄】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>記入日 (登録証交付日)</td> <td>西暦 20 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>お名前</td> <td>フリガナ 姓 名</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>西暦 19 年 月 日生</td> <td>電話番号</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>分娩予定年月日</td> <td>西暦 20 年 月 日</td> <td>分娩予定 胎兒数</td> <td>「今ご出産予定の人数」を記入ください。 人</td> </tr> </table> <p>※妊産婦情報が既に登録されている場合は、登録済みの妊産婦管理番号をご記入ください。 産科医療補償制度に関するお問い合わせ先 電話03-5800-2231 &lt;受付時間 午前9時～午後5時 (土日祝日除く)&gt;</p> <p>法人名・分娩機関名 分娩機関管理番号</p> <p>○ この登録証は母子健康手帳に挟み込むなど、分娩後5年間は大切に保管してください。 ○ 当院以外の分娩機関へ転院した場合は、転院先の分娩機関に必ずこの登録証をご提示ください。</p> <p>【メモ】</p>			記入日 (登録証交付日)	西暦 20 年 月 日	お名前	フリガナ 姓 名	生年月日	西暦 19 年 月 日生	電話番号	— —	分娩予定年月日	西暦 20 年 月 日	分娩予定 胎兒数	「今ご出産予定の人数」を記入ください。 人
記入日 (登録証交付日)	西暦 20 年 月 日													
お名前	フリガナ 姓 名													
生年月日	西暦 19 年 月 日生	電話番号	— —											
分娩予定年月日	西暦 20 年 月 日	分娩予定 胎兒数	「今ご出産予定の人数」を記入ください。 人											
<p>A103 (7) 10.06 (改) 1350000</p>														

産科医療補償制度 登録証		妊産婦用 (控)												
<table border="1"> <tr> <td>妊産婦管理番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 登録済み 妊産婦管理番号</td> <td></td> </tr> </table>			妊産婦管理番号		※ 登録済み 妊産婦管理番号									
妊産婦管理番号														
※ 登録済み 妊産婦管理番号														
<p><b>【産科医療補償制度について】</b> 分娩に関する事例で発症した重度胎盤性麻痺のお子様とご家族の経済的負担を速やかに補償することとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に関する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的とした制度です。</p> <p><b>【産科医療補償制度の対象について】</b> 産科医療補償制度に加入している分娩機関（病院、診療所および助産所）で生まれた赤ちゃんがこの制度の対象となります。この登録証は、当院の管理下においてお産した場合、この制度の対象となることをお示しするものです。</p>														
<p><b>●記入後はただちに分娩機関へ提出ください。控えとしてこの登録証をお渡しします。</b>  <b>●この登録証は母子健康手帳にはさみ込むなど、出産後5年間は大切に保管してください。</b>  <b>●当院以外の分娩機関へ転院した場合は、転院先の分娩機関に必ずこの登録証をご提示ください。</b></p> <p><b>●補償申請できる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。</b>  <small>※極めて重症であって、診断が可能となる場合は、生後6ヶ月から申請を行うことができます。</small></p>														
<p><b>■妊産婦記入欄</b> 太枠内をご記入ください。この登録証は、複写式になっています。ボールペンで強めの筆圧でお書きください。</p> <table border="1"> <tr> <td>お名前 (name)</td> <td>フリガナ 姓 名</td> </tr> <tr> <td>生年月日 (birthday)</td> <td>西暦 年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>電話番号 (phone number)</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>記入日 (登録証交付日) (date of registration)</td> <td>西暦 20 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>分娩予定期月日 (due date)</td> <td>西暦 20 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>分娩予定胎兒数 (the number of fetuses)</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>分娩後にご記入の場合は、某分娩日を記入してください。ただし、(例)登録証交付日より1ヶ月以内に予定日を記入ください。 【今ご出産予定の人数】を記入ください。 (例) 双子の場合は、2人と記入。</p> <p>法人名・分娩機関名 分娩機関管理番号</p>			お名前 (name)	フリガナ 姓 名	生年月日 (birthday)	西暦 年 月 日生	電話番号 (phone number)	— —	記入日 (登録証交付日) (date of registration)	西暦 20 年 月 日	分娩予定期月日 (due date)	西暦 20 年 月 日	分娩予定胎兒数 (the number of fetuses)	人
お名前 (name)	フリガナ 姓 名													
生年月日 (birthday)	西暦 年 月 日生													
電話番号 (phone number)	— —													
記入日 (登録証交付日) (date of registration)	西暦 20 年 月 日													
分娩予定期月日 (due date)	西暦 20 年 月 日													
分娩予定胎兒数 (the number of fetuses)	人													
<p><b>お問い合わせ先</b></p> <p>産科医療補償制度専用コールセンター ☎ 0120-330-637</p> <p>産科医療補償制度ホームページ <a href="http://www.sanka-hp.jcahc.or.jp/">http://www.sanka-hp.jcahc.or.jp/</a></p> <p><b>J</b> 公益財団法人 日本医療機器評価機構 Japan Council for Quality Health Care</p> <p><b>産科医療</b> <b>検索</b></p> <p>このマークは 産科医療補償制度 シンボルマークです</p>														

書式内容が交付年によって異なる場合があります。

# 6

## 診療録等の写しの提出に関する同意書

### 給付申請者用

運営組織使用欄

### 6

#### 診療録等の写しの提出に関する同意書

##### 1

出産された分娩機関名を記入してください。

(分娩機関)

○○分娩機関

御中

私（児・保護者）は、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営組織として実施している産科医療特別給付事業の給付対象者の認定、特別給付金の支払にあたり、貴院における私（児・保護者）の診療録または助産録および検査データ（以下「診療録等」といいます。）の写しを、同機構に直接提出することに同意します。

同機構が給付対象者の認定、特別給付金の支払に必要とする診療録等の写しをすべて提出して差し支えありません。

なお、当該写しについては、「公益財団法人日本医療機能評価機構 産科医療補償制度運営部 産科医療特別給付事業担当」あてに直送してください。

##### 2

同意者（児）情報を記入してください。

\*同意者（児）が未成年の場合は、同意者（児）欄は保護者（親権者又は未成年後見人）が代筆してください。

記入日 20○○年○月○日

同意者 (児)	住所	〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目4番17号 東洋ビル		
児氏名	日本 一郎			
生年月日	20	X X	年	X X 月 X X 日

##### 3

保護者（親権者又は未成年後見人）は署名・捺印をしてください。

\*親権者が1名の場合もしくは未成年後見人の場合を除き、親権者お2人の署名・捺印が必要となります。ご署名は必ず本人が行ってください。

保護者 代理人・同意者	親権者①・ 未成年後見人	住所	〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目4番17号 東洋ビル		
		氏名	日本 太郎		
		児との続柄 (いずれかに□)	□ 父	□ 母	□ 未成年後見人
親権者②		住所	□ 親権者①住所と同じ（同住所の場合は□。相違の場合は下にご記入ください）		
		氏名	日本 花子		
		児との続柄 (いずれかに□)	□ 父	□ 母	□ 未成年後見人

## 7

## 産科医療特別給付事業にかかる出産証明書（別表第三書式）

(運営組織)  
公益財団法人日本医療機能評価機構 御中

## 分娩機関用

運営組織使用欄

## 7

## 産科医療特別給付事業にかかる出産証明書（別表第三書式）

以下の妊娠婦が当院の管理下における分娩により以下の児を出産したことを証明します。

証明日 20 XX年 X月 X日

所在地 〒101-△△△△ 東京都千代田区□□町△-△

分娩機関名 ○○分娩機関

代表者肩書・氏名 院長 テスト 太郎 印影の印※

分娩機関管理番号 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1

※法人の場合は、法人印、公印で捺印してください。個人の場合は、代表者の個人印で捺印してください。

フリガナ	ニホン ハナコ									
妊娠婦氏名	日本 花子									
妊娠婦管理番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0

フリガナ	ニホン イチロウ										
児氏名	日本 一郎										
生年月日	20	X	X	年	X	X	月	X	X	日	
										性別 <input checked="" type="radio"/> 男・女	
➡ いずれかに○印を記入											

児の出生体重	1	2	0	0	g		
在胎週数	3	1	週				

## 9

## 診療録等の写しがないことに関する証明書

(運営組織)  
公益財団法人日本医療機能評価機構 御中

## 分娩機関用

運営組織使用欄

## 9

## 診療録等の写しがないことに関する証明書

以下の妊娠婦および児の診療録または助産録および検査データ(以下「診療録等」といいます。)の写しがないことを証明します。

証明日 20 XX年 X月 X日

所在地	〒101-△△△△ 東京都千代田区□□町△-△
分娩機関名	○○分娩機関
代表者肩書・氏名	院長 テスト 太郎
分娩機関管理番号	0 9 8 7 6 5 4 3 2 1

印  
公  
影の  
印※

※法人の場合は、法人印、公印で捺印してください。個人の場合は、代表者の個人印で捺印してください。

フリガナ	ニホン ハナコ
妊娠婦氏名	日本 花子
妊娠婦管理番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
フリガナ	ニホン イチロウ
児氏名	日本 一郎
生年月日	20 XX 年 XX 月 XX 日
性別	男・女

いずれかに○印を記入

診療録等の有無の欄にレ点を記入してください。「無」の場合は理由を記入してください。

診療録等名称	有 (一部有)	無	理由
妊娠婦の外来診療録・外来助産録	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 診療録の保存年限超過により廃棄 <input type="checkbox"/> その他( )
妊娠婦の入院診療録・入院助産録	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 診療録の保存年限超過により廃棄 <input type="checkbox"/> その他( )
	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 診療録の保存年限超過により廃棄 <input type="checkbox"/> その他( )
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 診療録の保存年限超過により廃棄 <input type="checkbox"/> その他( )
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 診療録の保存年限超過により廃棄 <input type="checkbox"/> その他( )
新生児記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 診療録の保存年限超過により廃棄 <input type="checkbox"/> その他( )
看護記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 診療録の保存年限超過により廃棄 <input type="checkbox"/> その他( )
検査データ	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 診療録の保存年限超過により廃棄 <input type="checkbox"/> その他( )
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 診療録の保存年限超過により廃棄 <input type="checkbox"/> その他( )
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 診療録の保存年限超過により廃棄 <input type="checkbox"/> その他( )

## N. Q & A

**Q1**

登録証をなくしました。コピーを送ることができないのですが、どうしたらよいですか。

**A**

登録証を紛失または破棄されている場合は、分娩機関に妊産婦管理番号を確認のうえ、①産科医療特別給付事業 給付申請書（別表第二書式）の妊産婦管理番号記入欄に妊産婦管理番号を記入してください。

**Q2**

里帰りでお産をしたので、ふたつの分娩機関から登録証をもらっています。給付申請書類として、どちらの登録証を提出すればよいですか。

**A**

お産をされた里帰り先の分娩機関で交付された登録証の写しを提出してください。

**Q3**

給付申請書類一式をそろえて運営組織に提出しましたが、受理通知が送られません。どうしたらよいですか。

**A**

給付申請者からすべての給付申請書類が提出され、書類に不備や不足がないことが確認できましたら、運営組織はすべての書類が運営組織に到着した日から60日以内に「受理通知書」を送付します。給付申請書類提出後60日を経過していない場合は、「受理通知書」が届くのをお待ちください。60日を経過している場合は、運営組織に確認してください。

**Q4**

給付対象となる脳性麻痺の基準について、詳しく知りたいのですが、どうしたらよいですか。

**A**

特別給付事業のホームページ (<https://www.sanka-kyufu.jcqhc.or.jp/>) で、給付対象となる脳性麻痺の基準の詳細などを確認してください。

**Q5**

分娩機関が廃院しているため、分娩機関から必要書類を取得することができません。どうしたらよいですか。

**A**

診療を行った際に作成される記録などについては、法律上一定期間の保存義務が課せられているものがあります。また、廃院後も引き継いだ医療機関にて診療録等が保管されている場合などがありますので、関係する医療機関等に相談してください。そのうえで、ご不明なことがある場合は運営組織に相談してください。

## Q6

給付申請してから審査結果が分かるまで、どのくらいかかりますか。また特別給付金はいつ頃支払われるのですか。

## A

受理通知を運営組織から送付した日（受理通知書の右上の日付）の翌日から原則として 120 日以内に、運営組織において審査を行い、審査の結果を通知します。審査結果が「給付対象」の場合は、特別給付金申請に必要な書類一式を運営組織に送っていただきますと、すべての書類が届いてから原則として 60 日以内に特別給付金が支払われます。

## Q7

分娩機関から損害賠償金等を受領しています。損害賠償金等と本事業の給付金の両方を受領することができますか。

## A

給付申請者が分娩機関等からの損害賠償金等を受領する場合は調整が行われ、損害賠償金等の額が 1,200 万円以上の場合は給付対象外となります。また、1,200 万円以下の場合は差額が支払われます。

## Q8

専用診断書ではなく、身体障害者手帳を申請するための診断書で代用できますか。

## A

本事業では、重度の脳性麻痺について正確な診断を行うため、専用診断書を用いて障害程度の判定を行うこととしています。身体障害者手帳を申請するための診断書など、専用診断書以外での書類による代用はできません。お手数ですが、専門の医師が作成した専用診断書を提出してください。

## Q9

分娩機関から文書料を請求されたのですが、どうしたらよいですか。

## A

厚生労働省において定められた「産科医療特別給付事業実施要綱」において、分娩機関は、給付申請者の依頼に応じて、診療録または助産録および検査データの写しについて、運営組織または給付申請者に提出する業務を行うこととされています。なお、必要な資料作成やコピー等にかかる文書料等は分娩機関にご負担をお願いしておりますので、その旨を分娩機関に伝えください。

## Q10

すでに児が亡くなっていますが、給付申請できますか。

## A

生後 6 か月未満でお亡くなりになった場合は、給付の対象となりません。生後 6 か月以降にお亡くなりになった児については、給付申請できます。

# V. 産科医療特別給付事業 実施要綱

## 産科医療特別給付事業実施要綱

### (目的)

第一条 産科医療特別給付事業（以下「特別給付事業」という。）は、令和3年12月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児等のうち、令和4年1月改定基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給することを目的とする。

### (用語の定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「産科医療補償制度」とは、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同種の脳性麻痺の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図る制度である。
- 二 「分娩」とは、胎児及び胎盤等が母体外に排出されることをいい、帝王切開による場合を含む。
- 三 「脳性麻痺」とは、受胎から新生児期（生後4週間以内）までの間に生じた児の脳の非進行性病変に基づく、出生後の児の永続的かつ変化しうる運動又は姿勢の異常をいう。ただし、進行性疾患、一過性の運動障害又は将来正常化するであろうと思われる運動発達遅滞を除く。
- 四 「重度脳性麻痺」とは、身体障害者福祉法施行規則に定める身体障害者障害程度等級一級又は二級に相当する脳性麻痺をいう。
- 五 「運営組織」とは、産科医療補償制度の運営を行なう者をいう。
- 六 「加入分娩機関」とは、医療法に基づく病院、診療所又は助産所のうち、運営組織が加入証を発行・交付したもの（廃止等をした病院、診療所又は助産所を含む。）をいう。
- 七 「加入分娩機関が廃止」とは、加入分娩機関が廃止され、かつ、当該加入分娩機関の開設者が死亡し、又は解散した場合（その他これに準ずる場合を含む。）をいう。  
なお、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める日に廃止されたものとみなす。
  - イ 給付申請者が加入分娩機関の都合により第六条第一項の書類を運営組織に提出することができない場合  
給付申請者が最初に書類を提出しようとした日から六月を経過した日
  - ロ 加入分娩機関が破産手続開始決定を受けた場合  
破産手続開始の日
- 八 「保護者」とは、児の親権者、未成年後見人又はこれらに準ずる者であって、当該児を現に監護する者（当該児が死亡している場合には、当該児を監護している者を含む。）をいう。
- 九 「給付申請者」とは、特別給付金の申請を行う児又はその保護者をいう。
- 十 「脳性麻痺に関する専門的知識を有する医師」とは、身体障害者福祉法第十五条第一項の規定に基づく障害区分「肢体不自由」の認定に係る小児の診療等を専門分野とする医師又は日本小児神経学会の定める小児神経専門医若しくは日本神経学会の定める神経内科専門医の認定を受けた医師をいう。

### (給付責任等)

第三条 運営組織は、別表第一の給付対象の基準を満たす重度脳性麻痺児に関して、特別給付事業に基づく給付対象として認定した場合、その児（当該児が令和7年1月1日時点で死亡している場合には、当該児の保護者。第五条及び第八条において同じ。）に対し、この要綱の定めるところにより特別給付金を支給する。

2 加入分娩機関は、給付申請者の依頼に応じて、給付認定申請（加入分娩機関が、給付申請者の申請に基づき別表第三に掲げる書類を直接運営組織に提出する業務等をいう。以下同じ。）又は別表第三に掲げる書類を給付申請者に提出する業務を行なうものとする。

3 運営組織は、給付申請者に対して、必要な給付申請手続に関する支援や確認・調査を行うことができる。

4 運営組織は、特別給付金の給付責任の履行を確保するため、運営組織を被保険者とする損害保険契約を締結する。

### (給付対象としない場合)

第四条 運営組織は、次に掲げるいずれかの事由によって発生した脳性麻痺については、この特別給付事業の給付対象として認定しないこととする。

- 一 児の先天性要因（両側性の広範な脳奇形、染色体異常、遺伝子異常、先天性代謝異常又は先天異常）
- 二 児の新生児期の要因（分娩後の感染症等）
- 三 妊娠又は分娩中における妊娠婦の故意又は重大な過失
- 四 地震、噴火、津波等の天災又は戦争、暴動等の非常事態
- 五 加入分娩機関の管理下の分娩以外の分娩

2 運営組織は、児が生後6ヶ月未満で死亡した場合は、この特別給付事業の給付対象として認定しないこととする。

3 児が産科医療補償制度の補償対象として認定を受けている場合、補償申請中の場合又は補償申請期限を迎えておらず、かつ、産科医療補償制度の補償申請をしていない場合は、この特別給付事業の給付対象として認定しないこととする。

4 給付申請者が加入分娩機関又はその使用人その他の加入分娩機関の業務の補助者（第八条において「加入分娩機関等」という。）からの損害賠償金等（損害賠償金、解決金、和解金又はこれらに準ずる金銭等をいう。以下同じ。）を1,200万円以上受領している場合は、この特別給付事業の給付対象として認定しないこととする。

### (特別給付金の給付額)

第五条 第三条第一項に規定する特別給付金は、給付対象として認定された児に対して、1,200万円を一時金にて支給する。

2 特別給付事業の性格は、看護・介護に係る費用の経済的負担を軽減するとともに、給付対象者のデータを集合的に分析等を行い産科医療の質の向上につなげることにより紛争の防止を図る性質を持つものであるため、生後6ヶ月以降に死亡した児についても同様に特別給付金を支給する。

### (給付対象の認定手続)

第六条 給付申請者が第三条に定める給付対象として認定を受けようとする場合は、給付申請者は、別表第二に掲げる書類に、別表第三に掲げる書類を添えて、運営組織に対して申請するものとする。なお、加入分娩機関が、給付認定申請を行う場合については、給付申請者による別表第三に掲げる書類の運営組織への提出は不要とする。

2 加入分娩機関は給付申請者からの依頼に基づき、別表第三に掲げる書類を給付申請者又は運営組織に提出するものとする。

3 給付申請の受付期間は、令和7年（2025年）1月10日から令和11年（2029年）12月31日までの間とする。

4 運営組織は第一項の申請を受けた場合、すべての必要書類が到着した日から60日以内に給付申請者及び加入分娩機関に受理通知を発出し、受理通知の発出日の翌日から起算して原則として120日以内に運営組織内に設置する産科医、小児科医及び学識経験者等によって構成される審査委員会において給付対象に該当するかどうかを審査した後に、給付申請者及び加入分娩機関に対し、認定に係る審査結果通知を発出するものとする。ただし、認定申請が集中するなどにより、受理通知又は審査結果通知を上述の期間内に発出できない場合については、その旨を給付申請者及び加入分娩機関に通知すること。

5 給付申請者は、前項の審査結果に不服がある場合は、運営組織が定める不服審査手続に従つて再審査請求を行うことができる。

6 加入分娩機関が廃止された場合又は給付申請者が過去に産科医療補償制度において補償申請を行ったことがある場合は、給付申請者は、第一項の規定にかかわらず、運営組織に対し別表第二に掲げる書類を提出し、給付対象としての認定を申請することができるものとする。

### (特別給付金の申請手続)

第七条 給付申請者が前条に規定する手続により運営組織から給付対象として認定を受けた場合は、給付申請者は、別表第四に掲げる書類を運営組織に提出するものとする。また、給付申請者は、加入分娩機関に対して損害賠償請求を行う場合には、その旨を直ちに運営組織に通知するものとする。

2 運営組織は、別表第四に掲げるすべての書類を受領した日から原則として60日以内に給付申請者に特別給付金を支給するものとする。その際、運営組織は、産

科医療補償制度の仕組み（システム基盤、加入分娩機関とのネットワーク又は民間の損害保険等）を活用することで、迅速な支給と事務経費の節減に努めるものとする。

- 3 運営組織は、特別給付金の支給に当たり、必要な給付申請手続に関する支援や確認・調査を行うことができる。

### （損害賠償金等との調整）

- 第八条 給付対象となる脳性麻痺について加入分娩機関等が給付申請者に対して損害賠償責任を負う場合は、加入分娩機関等が損害賠償金等を支払うまでに支給した第五条第一項に規定する特別給付金は優先して当該損害賠償金等に充当されるものとする。
- 2 給付対象となる脳性麻痺について加入分娩機関等が給付申請者に対して損害賠償金等を支払った場合には、給付申請者及び加入分娩機関は、当該損害賠償金等の金額を運営組織に通知するものとする。
- 3 第一項の場合において、給付申請者が加入分娩機関等から損害賠償金等を受領したときは、給付申請者は、その金額を限度として特別給付金に対する権利を失うものとする。
- 4 運営組織が支給した特別給付金が第一項の規定により加入分娩機関等が負うべき損害賠償金等に充当されたときは、運営組織は、その充当された額について、給付申請者がこれらの者に対して有する権利を取得するものとする。
- 5 第一項の損害賠償金等（損害賠償金等に充当された特別給付金を含む。）の額が第五条第一項に規定する特別給付金の総額を下回る場合は、運営組織が給付申請者に対して支給する特別給付金の額は、第五条第一項の規定にかかわらず、その差額とする。

### （特別給付事業に係る費用）

- 第九条 第三条第四項に基づく損害保険契約に係る保険料、特別給付事業に係る人件費その他の事務経費を要する費用は、産科医療補償制度において、損害保険会社から運営組織に返還された保険料（以下「返還保険料」という。推計された給付申請者数に対応した額の範囲に限る。）により賄うものとする。
- 2 運営組織は、第一項の費用に係る予算編成について、毎年、厚生労働省及び保険者に対し説明を行うとともに、特別給付事業の運営委員会等において報告し、公表するものとする。また、運営組織は、毎年、前項の費用に係る決算に関する書類を作成し、厚生労働省に提出するものとする。
- 3 特別給付事業に係る財源は、産科医療補償制度の返還保険料を区別して管理し、特別給付事業の運営を終了する時点において生じた残額は、産科医療補償制度の財源に戻し入れることとする。

### （周知・広報等）

- 第十条 運営組織は、特別給付事業について、産科医療関係者をはじめ、脳性麻痺児と関わる機会の多い医療・福祉関係者、行政機関、関係学会、関係団体等（障害児入所施設、特別支援学校、放課後等デイサービス等を含む。）と連携して周知を行う。
- 2 前項に加え、運営組織は、特別給付事業について、令和3年12月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児の補償請求者に対して補償認定依頼書に記載の住所及び電話番号に基づき通知を行う。

### （個人情報等の取扱い）

- 第十一条 運営組織及び加入分娩機関は、この要綱の運用に当たり、給付申請者及びその親族の個人情報（過去に産科医療補償制度で取得した情報等を含む。）を給付対象の認定、特別給付金の支給等を行うために自ら利用するほか、次の各号に掲げる目的のためにそれぞれ次の各号に定める者に対して個人情報の提供を行うことがある。なお、法令により、保健医療等に係る特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定される。
- 一 特別給付金の支給を目的として、医療機関、金融機関等又は運営組織の業務委託先若しくは提携機関に対して個人情報を提供すること
- 二 特別給付金に係る財産の基礎を確保するために必要な保険契約の締結、維持・管理等を目的として、引受保険会社及びその業務委託先に対して個人情報を提供すること
- 三 今後の給付対象の給付申請に係る診断の質の向上を目的として、別表第二第三号の書類を作成した医療機関に対して個人情報を提供すること
- 四 事業としての高い透明性を確保すること並びに将来の同種の脳性麻痺の再発防止及び産科医療の質の向上を図ることを目的として、国民、医療機関、関係学会・団体、行政機関等に対して、個人情報を提供すること（ただし、提供先にて特定の個人や医療機関を識別することができる情報を除く。）
- 2 運営組織は、給付対象として認定された児に関する情報を集合的に分析し、脳性麻痺の発症につながる妊娠・分娩過程において生じるリスク因子等を取りまとめ、産科医療の質の向上に資する報告書を公表するものとする。

### 【別表】

別表第一 給付対象の基準（第三条第一項関係）

出生した児が次の一又は二に掲げるいずれかに該当すること
一 平成21年（2009年）以降平成26年（2014年）末日までに出生した児の在胎週数が28週以上33週未満又は在胎週数が33週以上かつ出生体重が2,000g未満であること
二 平成27年（2015年）以降令和3年（2021年）末日までに出生した児の在胎週数が28週以上32週未満又は在胎週数が32週以上かつ出生体重が1,400g未満であること

別表第二 給付対象の認定を受けようとするときに給付申請者が運営組織に提出するもの（第六条第一項、第六項、第十二条第一項第三号関係）

次の一から七までの書類を運営組織に提出すること
一 運営組織が別に定める給付申請書
二 加入分娩機関が交付する産科医療補償制度の登録証の写し
三 児の脳性麻痺の障害等級の程度を証明する脳性麻痺に関する専門的知識を有する医師の診断書
四 母子健康手帳の写し
五 運営組織が別に定める個人情報に関する同意書
六 損害賠償請求等に関する情報提供の同意書
七 一から六までのほか運営組織が必要と認めた書類

別表第三 給付対象の認定を受けようとするときに加入分娩機関が給付申請者又は運営組織に提出するもの（第三条第二項、第六条第一項、第二項関係）

次の一から四までの書類を運営組織に提出すること
一 運営組織が別に定める出産証明書
二 診療録又は助産録及び検査データの写し
三 損害賠償請求に関する回答書
四 一から三までのほか運営組織が必要と認めた書類

別表第四 特別給付金を申請するときに給付申請者が運営組織に提出するもの（第七条第一項、第二項関係）

次の一から七までの書類を運営組織に提出すること
一 運営組織が別に定める給付金申請書
二 児の戸籍謄本又は戸籍抄本
三 当該児又は児の保護者の印鑑証明
四 運営組織が別に定める特別給付金の申請に関する同意書
五 運営組織が別に定める死亡報告書（児が死亡した場合）
六 児の死亡診断書または死体検査書の写し（児が死亡した場合）
七 一から六までのほか運営組織が必要と認めた書類

### お問い合わせ先

公益財団法人日本医療機能評価機構  
産科医療補償制度運営部 特別給付事業室  
**0120-299-056**

受付時間：午前9時半～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

本事業の詳細は  
二次元コードから  
HPをご確認ください。



産科医療特別給付事業ホームページ [産科医療特別給付事業](https://www.sanka-kyufu.jcqhc.or.jp/)

<https://www.sanka-kyufu.jcqhc.or.jp/>

見逃し配信  
決定

診断協力医・診断医・加入分娩機関向け

# 産科医療特別給付事業 解説Webセミナー

2025年1月から「産科医療特別給付事業」が始まりました。この事業では、産科医療補償制度の個別審査で補償を受けられなかったお子様等に、特別給付金1,200万円が支給されます。

2025年1月18日に開催した産科医療特別給付事業解説Webセミナーにつきまして、アーカイブ配信を希望される声を多数いただきましたので、このたび配信を開始することとなりました。このセミナーでは、産科医療補償制度の診断医や加入分娩機関の皆様を対象に、事業の成り立ちや診断書作成のポイント、審査における給付基準の考え方を詳しく解説します。ぜひご視聴ください。

アーカイブ配信期間

## 2025年4月1日(火)～9月30日(火)

※上記期間内いつでもご覧いただけます

### 配信概要

配信形式

オンライン（アーカイブ配信）

参加費

無料

対象

- 産科医療補償制度の診断協力医
- 5年内に産科医療補償制度の専用診断書を作成された診断医
- 産科医療補償制度の加入分娩機関

視聴参加申込み二次元コード

この二次元コードから  
視聴参加申込みができます

### 開会のごあいさつ

公益財団法人日本医療機能評価機構  
代表理事 理事長  
河北 博文



### 1 産科医療特別給付事業等について

厚生労働省医政局地域医療計画課  
医療安全推進・医務指導室長  
松本 晴樹



### 2 産科医療特別給付事業の運営について

公益財団法人日本医療機能評価機構  
理事・産科医療補償制度事業管理者  
鈴木 英明



- 産科医療特別給付事業専用診断書作成について
- 審査における脳性麻痺の定義と除外基準の考え方

埼玉県立小児医療センター  
病院長  
岡 明



### 4 産科医療特別給付事業の審査における重症度の基準

心身障害児総合医療療育センター  
むらさき愛育園 名誉園長  
北住 映二



講演資料はオンライン会場よりダウンロードいただけます。

## 視聴参加申込み要領

「産科医療特別給付事業 解説Webセミナー」への視聴参加申込みをご希望の方は、下記URLもしくは、二次元コードにアクセスして、必要事項をご入力の上、お申込みください。なお、すでに視聴参加登録済みの方は、「登録済みの方はこちら」からメールアドレスとパスワードを入力してログインしてください。

### URL

<https://client.eventhub.jp/form/b203ca4d-25cd-4901-9bc4-6992b61fbdc2/?isTicketSelected=true>

### 視聴参加申込み二次元コード



この二次元コードから  
視聴参加申込みができます

※ご入力いただいた個人情報は、アーカイブ配信、  
産科医療補償制度および産科医療特別給付事業の運営の目的以外には使用いたしません。

### 視聴にあたって

- パソコン、タブレット、スマートフォンのいずれでも視聴できます。
- アーカイブ配信の視聴に必要なURL、ログイン方法については、登録完了メールにてお送りします。

診断協力医・診断医・加入分娩機関向け 産科医療特…  
2025/01/18(土) 13:00 - 2025/01/18(土) 17:00

登録済みの方はこちら >

メールアドレス ※必須

メールアドレスを入力…

メールアドレス（確認） ※必須

確認のため、再入力…

姓 ※必須 0/100

姓を入力してください

名 ※必須 0/100

名を入力してください

< 視聴参加申込みフォーム >

## 産科医療補償制度 診断協力医 登録のご案内

産科医療補償制度では、脳性麻痺の診断を行うことができる医師を紹介できる体制を整備するため、専用診断書を作成できる医師を「診断協力医」として登録しております。未登録の先生におかれましては、産科医療補償制度のホームページをご覧いただき、ご登録の手続きをお願いいたします。

### 産科医療補償制度ホームページ

産科医療補償制度 診断協力医募集

検索



< 産科医療補償制度ホームページ >  
診断協力医制度登録について

### 登録書類送付・お問い合わせ先

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目4番17号 東洋ビル

公益財団法人日本医療機能評価機構

産科医療補償制度運営部特別給付事業事務局

TEL : 03-5217-2324 メール : shindan@jcqhc.or.jp

## 産科医療特別給付事業 解説 Web セミナーへのお問い合わせ先

公益財団法人 日本医療機能評価機構  
産科医療補償制度運営部特別給付事業事務局

03-5217-2324  
(土・日・祝日・年末年始を除く 9:30~17:00)

shindan@jcqhc.or.jp



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
Japan Council for Quality Health Care

産医給付第15号  
2025年2月28日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$   $\left( \begin{array}{c} \text{周産期医療担当課} \\ \text{障害福祉担当課} \\ \text{母子保健担当課} \end{array} \right)$  御中

公益財団法人日本医療機能評価機構  
理事・産科医療補償制度事業管理者  
鈴木 英明  
(公印省略)

### 産科医療特別給付事業の周知依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

産科医療特別給付事業（以下、「本事業」）は、2021年12月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児等のうち、2022年1月改定基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給することを目的として2025年1月より開始された事業です。

さて、本事業の申請期間は、2025年1月10日から2029年12月31日であり、本事業の給付対象と考えられる児が申請期限を過ぎたために給付を受けることができなくなる事態が生じることのないよう、より一層の周知が必要と考えております。

つきましては、ご多忙の中誠に恐縮でございますが、別紙「産科医療特別給付事業に関する周知について」（令和7年2月28日厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室事務連絡）に基づいて、貴部（局）におかれましては、内容についてご理解の上、貴管下分娩機関、関係団体、住民等に対し、広く御周知願います。

末筆ながら、皆様の益々のご健勝とご発展を心よりお祈り申し上げます。

敬 具

[お問合わせ先]

産科医療特別給付事業専用コールセンター

電話 **0120-299-056** <受付時間：午前9時半～午後5時（土日祝日・年末年始除く）

事務連絡  
令和7年2月28日

各  $\left( \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$   $\left( \begin{array}{l} \text{周産期医療担当課} \\ \text{障害福祉担当課} \\ \text{母子保健担当課} \end{array} \right)$  御中

厚生労働省医政局地域医療計画課  
医療安全推進・医務指導室

### 産科医療特別給付事業に関する周知について（依頼）

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

産科医療補償制度につきましては、平成21年1月から分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決や産科医療の質の向上を図ることを目的として公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「評価機構」という。）において運営されております。

今般、令和3年12月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児等に対して、令和4年1月改定基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給することを目的とし、産科医療特別給付事業（以下「本事業」という。）を創設し、令和7年1月より評価機構において運営がなされています。

つきましては、本事業の給付対象と考えられる児等において申請機会が十分に確保されるよう、貴課におかれましては、内容について御理解の上、貴管下分娩機関、住民等に対し、広く周知をお願いいたします。

なお、当課より、関係団体に対しましても同趣旨の依頼を発出しますことを申し添えます。

#### 記

##### 1. 産科医療特別給付事業の概要

###### （1）事業の目的

本事業は、令和3年12月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児等に対して、令和4年1月改定基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給します。

###### （2）給付対象

産科医療補償制度に加入している分娩機関の医学的管理下における分娩により出生した児のうち、以下の条件を満たす者として評価機構が給付対象として認定した者を特別給付金の

給付対象とします。

- ・ 妊産婦が当該分娩機関との間で産科医療補償制度に係る補償契約を締結した上で、分娩機関に対して保険料相当分を支払っており、現に産科医療補償制度の補償金又は分娩機関からの損害賠償金等（1,200万円以上）を受領していないこと
- ・ 平成21年1月から令和3年末日までの間に出生し、当時の補償対象基準における個別審査の対象であって、令和4年1月以降の補償対象基準に相当すること（※）

※産科医療補償制度の補償申請を行わなかった児等も本事業への申請が可能。

（3）特別給付金の金額

1,200万円（一括給付）

（4）申請期間

令和7年1月10日～令和11年12月31日

※詳細は、別添1の事業案内リーフレット「産科医療特別給付事業」を御参照ください。

## 2. 周知の具体的な方法

別添1から3を活用し、貴管下分娩機関等へ本通知の内容について御周知いただくとともに、ホームページ等に本事業の概要について掲載いただくようお願いいたします。

また、都道府県周産期医療担当課におかれましては、貴管下の市区町村（保健所設置市除く）の障害福祉担当課（又は母子保健担当課）に対し、以下の協力をしていただけるようご連絡をお願いいたします。

- ・ 脳性麻痺児とその家族が訪れる機会の多い場所（障害福祉サービス事業所、医療機関、障害福祉窓口等）において別添2の事業案内ポスターの掲示
- ・ 障害福祉のしおりや手引き、ホームページの障害福祉のページ等に本事業概要の掲載
- ・ 希望者に別添1の事業案内リーフレットや別添3の事業案内チラシの配布

## 3. 留意事項

別添1から3につきましては、別添4「産科医療特別給付事業周知帳票に関する調査票」に必要事項を記載のうえ、評価機構に御提出いただければ、随時無料でお送りします。

## 4. お問い合わせ先

御不明な点がある場合は、以下の問い合わせ先まで御連絡ください。

【お問い合わせ先】

公益財団法人日本医療機能評価機構 産科医療特別給付事業専用コールセンター

電話 0120-299-056

<受付時間：9：30～17：00（土日祝日・年末年始を除く）>

# 産科医療 特別給付事業

## 事業の目的

産科医療特別給付事業は、2021年12月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となつた児等のうち、2022年1月改定基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給することを目的に創設されました。



## 給付対象範囲

出生時の脳性まひ<sup>\*</sup>で、下記①②③の基準を全て満たすと給付対象となります。

\*受胎から新生児期(生後4週間以内)までの間に生じた脳性まひ

## 給付対象の3つの基準

### ① 出生年ごとの在胎週数・出生体重

#### 2009年～2014年までに出生したお子様



#### 2015年～2021年までに出生したお子様



在胎週数、出生体重の基準に該当しないお子様は、一律に給付対象外となります。

### ② 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ

先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、給付対象となります。

### ③ 身体障害者障害程度等級1級または2級相当の脳性まひ

給付対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

特別  
給付額

1,200万円(一括給付)

申請  
期間

2025年1月10日～2029年12月31日



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
Japan Council for Quality Health Care

# 産科医療特別給付事業の経緯

- 2022年1月に行われた産科医療補償制度の補償対象基準の見直しにより個別審査が廃止されたことを受け、個別審査で補償対象外となった脳性まひ児を持つ保護者から、当該児について2022年1月改定後の新基準を適用し、救済することを求める声が上がりました。
- 2023年6月に救済を求める声を受け、自由民主党政務調査会少子化対策調査会・社会保障制度調査会医療委員会合同会議において、「産科医療特別給付事業の枠組みについて」が取りまとめられました。
- 同年7月に当該調査会会长・委員長から厚生労働大臣に対して、当該合同会議の取りまとめを踏まえ、事業設計や事業の適切な運用のための措置等を行うことが要請されました。
- その後、産科医療特別給付事業の詳細設計に係る検討を行う場として、産科医療特別給付事業 事業設計検討委員会が設置され、「産科医療特別給付事業の審査基準等に関する報告書」が取りまとめられました。
- 2024年10月に開催された厚生労働省の第184回社会保障審議会医療部会および第111回医療保険部会において、特別給付事業を実施することが了承されました。
- 同年12月に特別給付事業への国の関与を明確化するため、「健康保険法施行規則 八十六条の五」が一部改正され、および「厚生労働省告示」が新設されました。
- その後、厚生労働省から評価機構に対し、「産科医療特別給付事業の実施について(要請)」<2024年12月医政局長保険局長通知>により、特別給付事業の運営組織として業務を行うよう、正式な要請があり、評価機構において特別給付事業が2025年1月より運営されています。

# 給付申請の手続きの概要

## 給付申請書類の取り寄せ

給付申請者が産科医療特別給付事業ホームページの給付申請書類の取り寄せWebフォームに送付先住所等の必要情報を入力して、給付申請に必要な書類をお取り寄せできます。

二次元コードを読み取りください。

<https://www.sanka-kyufu.jcqhc.or.jp/>



## 給付申請

産科医療補償制度に未申請の給付申請者は、分娩機関から診療録または助産録および検査データの写し等を取得し、また専用診断書作成に必要な書類を取得します。給付申請用専用診断書については、作成資格を有する診断医に作成を依頼します。必要書類を作成・準備し、作成済みの専用診断書と併せて運営組織に提出します。なお、分娩機関は診療録、助産録および検査データの写し等について、運営組織に直接提出することができ、その場合、給付申請者は運営組織に対してこれらを送付する必要はありません。

産科医療補償制度に補償申請済みの給付申請者は、分娩機関からの診療録または助産録および検査データの写し等の取得を省略し、給付申請用専用診断書について、作成資格を有する診断医に作成を依頼します。必要書類を作成・準備し、作成済みの専用診断書と併せて運営組織に提出します。



## 審査

運営組織で、給付対象となるか否かについて、小児科医(新生児科医を含む)、リハビリテーション科医、産科医、学識経験者から構成される審査委員会において、最新の医学的知見や医学水準を踏まえ、実施要綱に則り適正に審査が行われます。給付申請者は、審査結果に不服がある場合、異議審査を依頼することができます。

## 特別給付金の支払い

給付対象と認定された児に対して、指定の口座に特別給付金1,200万円が一時金にて支給されます。

特別給付事業の性格は、看護・介護に係る費用の経済的負担を軽減するとともに、給付対象者のデータを集合的に分析等を行い産科医療の質の向上につなげることにより紛争の防止を図る性質を持つものであるため、生後6ヶ月以降に死亡した児についても同様に特別給付金が支給されます。

なお、給付申請者が分娩機関等からの損害賠償金等を受領する場合は調整が行われ、損害賠償金等の額が1,200万円以上の場合は給付対象外となります。また、1,200万円以下の場合は差額が支払われます。

# 給付申請の確認フローチャート

以下のフローチャートに沿ってお子様が申請可能であるかご確認ください。

ステップ1

スタート

過去に産科医療補償制度で補償対象外となった  
または  
未申請である

NO

YES

ステップ2

2009年～2021年までにお子様が出生した

NO

YES

ステップ3

表面の給付対象の3つの基準 ①②③ を  
全て満たすと思われる

NO

YES (②、③に  
不明点がある場合を含む)

申請可能です

給付申請後、表面の給付対象の3つの基準 ①②③ を  
満たすかについて所定の審査を行います。

ご存じですか？

# 産科医療 特別給付金

産科医療補償制度に  
未申請のお子様も  
申請できます

産科医療補償制度の個別審査で  
補償を受けられなかったお子様が申請できます



給付対象の  
3つの基準

出生時の脳性まひ\*で、下記 ①②③ の基準を全て満たすと給付対象となります。

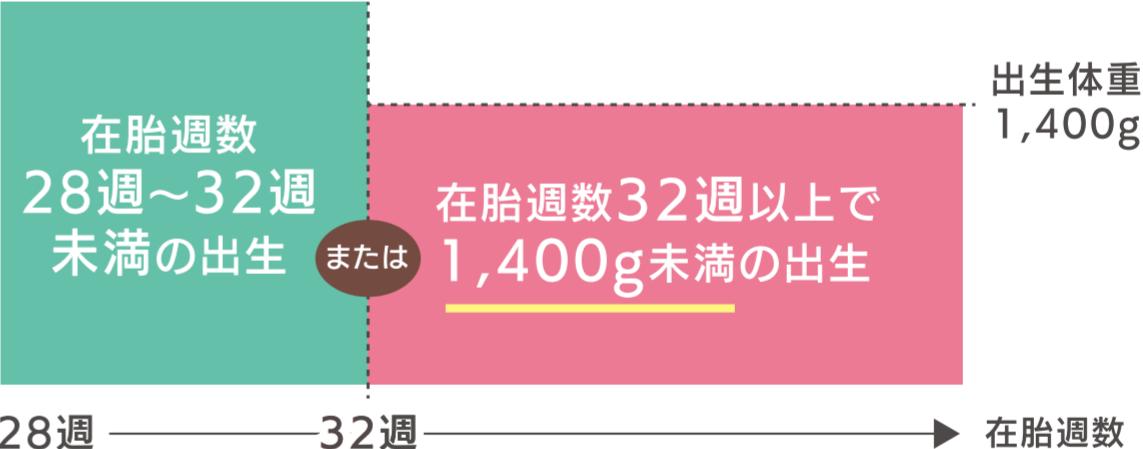
\*受胎から新生児期(生後4週間以内)までの間に生じた脳性まひ

① 出生年ごとの在胎週数・出生体重

2009年～2014年までに出生したお子様



2015年～2021年までに出生したお子様



在胎週数、出生体重の基準に該当しないお子様は、一律に給付対象外となります。

② 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ

先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、給付対象となります。

③ 身体障害者障害程度等級1級または2級相当の脳性まひ

給付対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

特別  
給付額

1,200万円（一括給付）

申請  
期間

2025年1月10日～2029年12月31日

産科医療特別給付事業ホームページ

<https://www.sanka-kyufu.jcqhc.or.jp/>



本事業の詳細は  
二次元コードから  
HPをご確認ください。

産科医療特別給付事業専用コールセンター

0120-299-056

受付時間：午前9時半～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

産科医療特別給付事業



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
Japan Council for Quality Health Care

ご存じですか？

# 産科医療 特別給付金

産科医療補償制度に  
未申請のお子様も  
申請できます

産科医療補償制度の個別審査で  
補償を受けられなかったお子様が申請できます



**給付対象の3つの基準** 出生時の脳性まひ<sup>\*</sup>で、下記①②③の基準を全て満たすと給付対象となります。

\*受胎から新生児期(生後4週間以内)までの間に生じた脳性まひ

## ① 出生年ごとの在胎週数・出生体重

2009年～2014年までに出生したお子様

在胎週数  
28週～33週  
未満の出生

在胎週数33週以上で  
2,000g未満の出生

出生体重  
2,000g

28週—————33週————→ 在胎週数

2015年～2021年までに出生したお子様

在胎週数  
28週～32週  
未満の出生

在胎週数32週以上で  
1,400g未満の出生

出生体重  
1,400g

28週—————32週————→ 在胎週数

在胎週数、出生体重の基準に該当しないお子様は、一律に給付対象外となります。

## ② 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ

先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、給付対象となります。

## ③ 身体障害者障害程度等級1級または2級相当の脳性まひ

給付対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

特別  
給付額

1,200万円（一括給付）

申請  
期間

2025年1月10日～2029年12月31日

産科医療特別給付事業ホームページ

<https://www.sanka-kyufu.jcqhc.or.jp/>



本事業の詳細は  
二次元コードから  
HPをご確認ください。

産科医療特別給付事業専用コールセンター

0120-299-056

受付時間：午前9時半～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

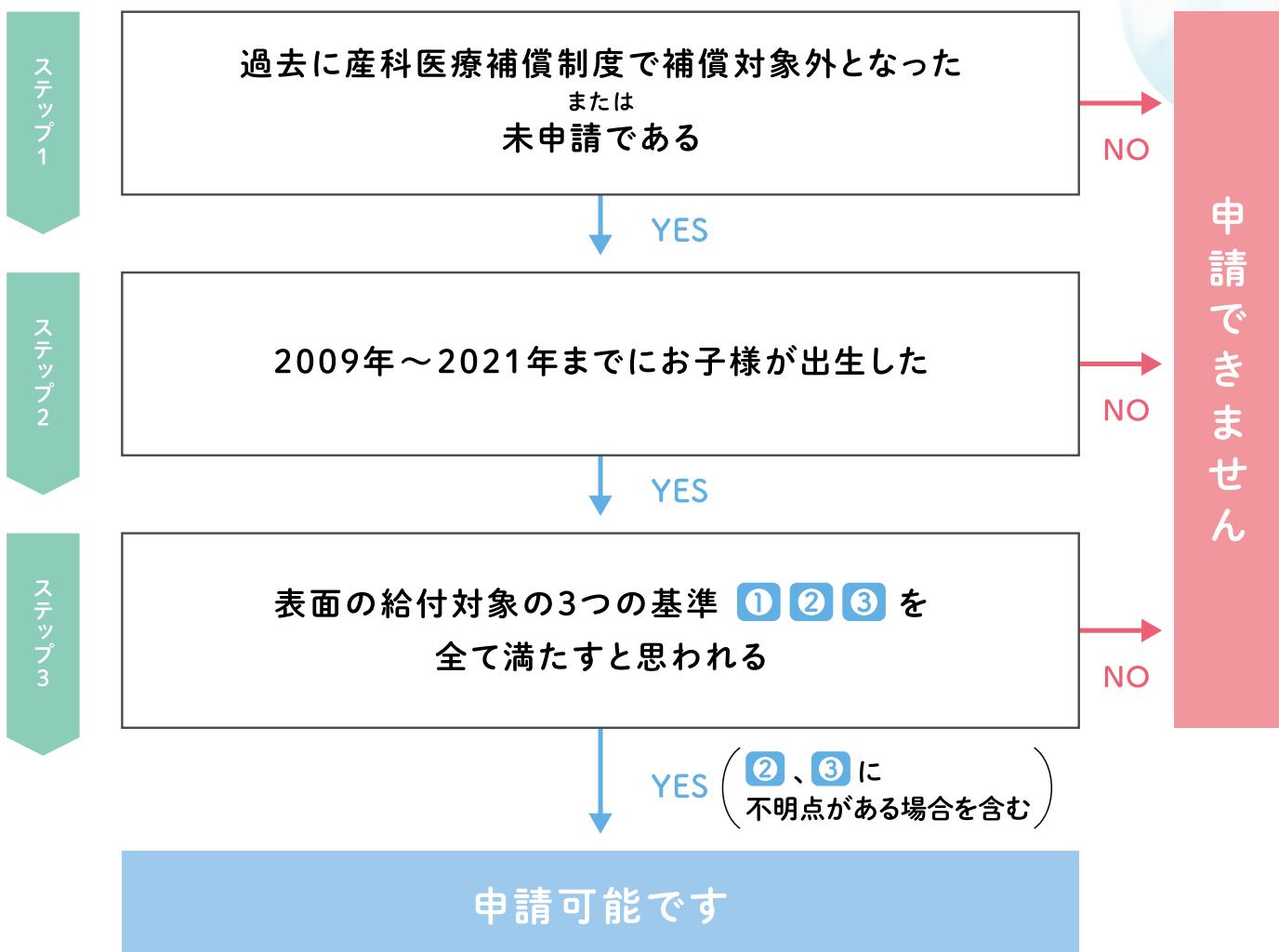
産科医療特別給付事業



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
Japan Council for Quality Health Care

## 給付申請の確認フローチャート

以下のフローチャートに沿ってお子様が申請可能であるかご確認ください。



給付申請後、表面の給付対象の3つの基準 ①②③ を  
満たすかについて所定の審査を行います。

## 給付申請書類の取り寄せ手順

以下の二次元コードから給付申請に必要な書類をお取り寄せください。

- ① 二次元コードを  
読み取りください。



<https://www.sanka-kyufu.jcqhc.or.jp/>

- ② 入力フォームに送付  
先住所等の必要情  
報を入力して、給付  
申請に必要な書類を  
お取り寄せください。



- ③ 給付申請書類を  
準備して運営組  
織にご提出くだ  
さい。



産科医療特別給付事業  
周知帳票に関する調査票

C

送信先FAX番号

別添4

03-5217-2334

○事務連絡「産科医療特別給付事業に関する周知について」(厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室)に基づき、周知に必要なチラシ・ポスター・リーフレットの部数について、ご報告をお願いいたします。

担当者			
自治体名			
部・局名			
課名			
係名		担当者名	
電話番号	- - -	FAX番号	- - -
メールアドレス	@		

郵便番号	-	都道府県	
ご住所 (市区町村・番地)			

請求帳票				
別添	帳票名	サイズ	備考	部数
1	事業案内リーフレット	A4	重度脳性まひのお子様・ご家族に配布	部
2	事業案内ポスター	A2	掲示用	部
3	事業案内チラシ	A4	重度脳性まひのお子様・ご家族に配布	部

※別添1,2,3は「産科医療特別給付事業に関する周知について  
(依頼)」(令和7年2月28日付厚生労働省医政局地域医療計画課  
医療安全推進・医務指導室事務連絡)をご参照ください。

産科医療特別給付事業専用コールセンター



0120-299-056

受付時間：午前9時半～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

事務連絡  
令和7年2月28日

別記団体 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課  
医療安全推進・医務指導室

### 産科医療特別給付事業に関する周知について（依頼）

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

産科医療補償制度につきましては、平成21年1月から分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決や産科医療の質の向上を図ることを目的として公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「評価機構」という。）において運営されております。

今般、令和3年12月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児等に対して、令和4年1月改定基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給することを目的とし、産科医療特別給付事業（以下「本事業」という。）を創設し、令和7年1月より評価機構において運営がなされています。

つきましては、本事業の給付対象と考えられる児等において申請機会が十分に確保されるよう、貴会におかれましては、内容について御理解の上、会員及び会員施設に対し、広く周知をお願いいたします。

なお、当課より、都道府県、保健所設置市、特別区に対しましても同趣旨の依頼を発出しますことを申し添えます。

記

#### 1. 産科医療特別給付事業の概要

##### （1）事業の目的

本事業は、令和3年12月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児等に対して、令和4年1月改定基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給します。

##### （2）給付対象

産科医療補償制度に加入している分娩機関の医学的管理下における分娩により出生した児のうち、以下の条件を満たす者として評価機構が給付対象として認定した者を特別給付金の給付対象とします。

- ・ 妊産婦が当該分娩機関との間で産科医療補償制度に係る補償契約を締結した上で、分娩機関に対して保険料相当分を支払っており、現に産科医療補償制度の補償金又は分娩機関からの損害賠償金等（1,200万円以上）を受領していないこと
- ・ 平成21年1月から令和3年末日までの間に出生し、当時の補償対象基準における個別審査の対象であって、令和4年1月以降の補償対象基準に相当すること（※）

※産科医療補償制度の補償申請を行わなかった児等も本事業への申請が可能。

#### （4）特別給付金の給付額

1,200万円（一括給付）

#### （5）申請期間

令和7年1月10日～令和11年12月31日

※詳細は、別添1の事業案内リーフレット「産科医療特別給付事業」を御参照ください。

### 2. 周知の具体的な方法

会員及び会員施設に対し、会報、ホームページ又はイベント（学術集会等）等を通じ、本事業について周知を図っていただき、会員施設における別添2のポスターの掲示及び別添1の事業案内リーフレットや別添3の事業案内チラシの配布について協力をご依頼いただけるよう、よろしくお願ひいたします。

### 3. 留意事項

別添1から3につきましては、別添4「産科医療特別給付事業周知帳票に関する調査票」に必要事項を記載のうえ、評価機構に御提出いただければ、随時無料でお送りします。

### 4. お問い合わせ先

御不明な点がある場合は、以下の問い合わせ先まで御連絡ください。

以上

#### 【お問い合わせ先】

公益財団法人日本医療機能評価機構 産科医療特別給付事業専用コールセンター

電話 0120-299-056

<受付時間：9：30～17：00（土日祝日・年末年始を除く）>

# 産科医療 特別給付事業

## 事業の目的

産科医療特別給付事業は、2021年12月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となつた児等のうち、2022年1月改定基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給することを目的に創設されました。



## 給付対象範囲

出生時の脳性まひ<sup>\*</sup>で、下記①②③の基準を全て満たすと給付対象となります。

\*受胎から新生児期(生後4週間以内)までの間に生じた脳性まひ

## 給付対象の3つの基準

### ① 出生年ごとの在胎週数・出生体重

#### 2009年～2014年までに出生したお子様



#### 2015年～2021年までに出生したお子様



在胎週数、出生体重の基準に該当しないお子様は、一律に給付対象外となります。

### ② 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ

先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、給付対象となります。

### ③ 身体障害者障害程度等級1級または2級相当の脳性まひ

給付対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

特別  
給付額

1,200万円(一括給付)

申請  
期間

2025年1月10日～2029年12月31日



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
Japan Council for Quality Health Care

# 産科医療特別給付事業の経緯

- 2022年1月に行われた産科医療補償制度の補償対象基準の見直しにより個別審査が廃止されたことを受け、個別審査で補償対象外となった脳性まひ児を持つ保護者から、当該児について2022年1月改定後の新基準を適用し、救済することを求める声が上がりました。
- 2023年6月に救済を求める声を受け、自由民主党政務調査会少子化対策調査会・社会保障制度調査会医療委員会合同会議において、「産科医療特別給付事業の枠組みについて」が取りまとめられました。
- 同年7月に当該調査会会长・委員長から厚生労働大臣に対して、当該合同会議の取りまとめを踏まえ、事業設計や事業の適切な運用のための措置等を行うことが要請されました。
- その後、産科医療特別給付事業の詳細設計に係る検討を行う場として、産科医療特別給付事業 事業設計検討委員会が設置され、「産科医療特別給付事業の審査基準等に関する報告書」が取りまとめられました。
- 2024年10月に開催された厚生労働省の第184回社会保障審議会医療部会および第111回医療保険部会において、特別給付事業を実施することが了承されました。
- 同年12月に特別給付事業への国の関与を明確化するため、「健康保険法施行規則 八十六条の五」が一部改正され、および「厚生労働省告示」が新設されました。
- その後、厚生労働省から評価機構に対し、「産科医療特別給付事業の実施について(要請)」<2024年12月医政局長保険局長通知>により、特別給付事業の運営組織として業務を行うよう、正式な要請があり、評価機構において特別給付事業が2025年1月より運営されています。

# 給付申請の手続きの概要

## 給付申請書類の取り寄せ

給付申請者が産科医療特別給付事業ホームページの給付申請書類の取り寄せWebフォームに送付先住所等の必要情報を入力して、給付申請に必要な書類をお取り寄せできます。

二次元コードを読み取りください。

<https://www.sanka-kyufu.jcqhc.or.jp/>



## 給付申請

産科医療補償制度に未申請の給付申請者は、分娩機関から診療録または助産録および検査データの写し等を取得し、また専用診断書作成に必要な書類を取得します。給付申請用専用診断書については、作成資格を有する診断医に作成を依頼します。必要書類を作成・準備し、作成済みの専用診断書と併せて運営組織に提出します。なお、分娩機関は診療録、助産録および検査データの写し等について、運営組織に直接提出することができ、その場合、給付申請者は運営組織に対してこれらを送付する必要はありません。

産科医療補償制度に補償申請済みの給付申請者は、分娩機関からの診療録または助産録および検査データの写し等の取得を省略し、給付申請用専用診断書について、作成資格を有する診断医に作成を依頼します。必要書類を作成・準備し、作成済みの専用診断書と併せて運営組織に提出します。



## 審査

運営組織で、給付対象となるか否かについて、小児科医(新生児科医を含む)、リハビリテーション科医、産科医、学識経験者から構成される審査委員会において、最新の医学的知見や医学水準を踏まえ、実施要綱に則り適正に審査が行われます。給付申請者は、審査結果に不服がある場合、異議審査を依頼することができます。

## 特別給付金の支払い

給付対象と認定された児に対して、指定の口座に特別給付金1,200万円が一時金にて支給されます。

特別給付事業の性格は、看護・介護に係る費用の経済的負担を軽減するとともに、給付対象者のデータを集合的に分析等を行い産科医療の質の向上につなげることにより紛争の防止を図る性質を持つものであるため、生後6ヶ月以降に死亡した児についても同様に特別給付金が支給されます。

なお、給付申請者が分娩機関等からの損害賠償金等を受領する場合は調整が行われ、損害賠償金等の額が1,200万円以上の場合は給付対象外となります。また、1,200万円以下の場合は差額が支払われます。

# 給付申請の確認フローチャート

以下のフローチャートに沿ってお子様が申請可能であるかご確認ください。

ステップ1

スタート

過去に産科医療補償制度で補償対象外となった  
または  
未申請である

NO

YES

ステップ2

2009年～2021年までにお子様が出生した

NO

YES

ステップ3

表面の給付対象の3つの基準 ①②③ を  
全て満たすと思われる

NO

YES (②、③に  
不明点がある場合を含む)

申請可能です

給付申請後、表面の給付対象の3つの基準 ①②③ を  
満たすかについて所定の審査を行います。

ご存じですか？

# 産科医療 特別給付金

産科医療補償制度に  
未申請のお子様も  
申請できます

産科医療補償制度の個別審査で  
補償を受けられなかったお子様が申請できます



給付対象の  
3つの基準

出生時の脳性まひ\*で、下記 ①②③ の基準を全て満たすと給付対象となります。

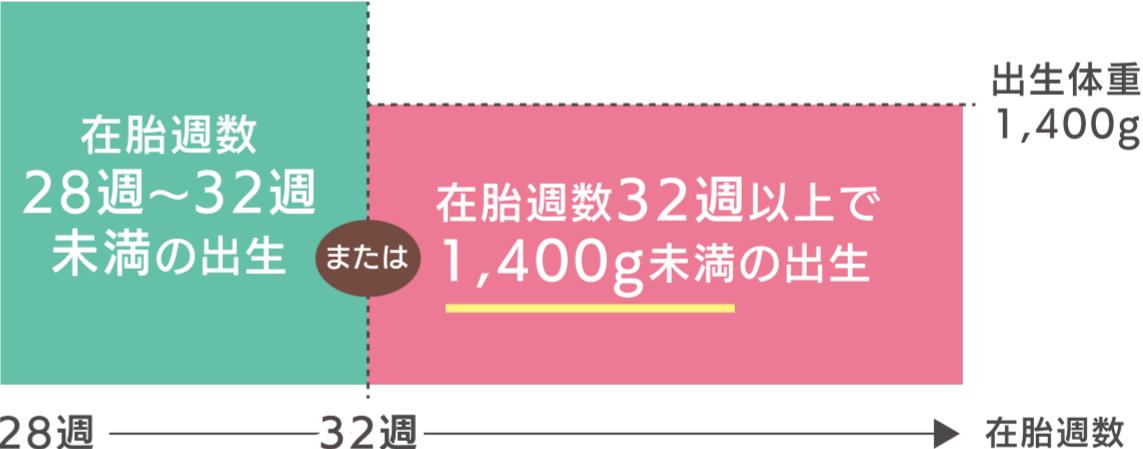
\*受胎から新生児期(生後4週間以内)までの間に生じた脳性まひ

① 出生年ごとの在胎週数・出生体重

2009年～2014年までに出生したお子様



2015年～2021年までに出生したお子様



在胎週数、出生体重の基準に該当しないお子様は、一律に給付対象外となります。

② 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ

先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、給付対象となります。

③ 身体障害者障害程度等級1級または2級相当の脳性まひ

給付対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

特別  
給付額

1,200万円（一括給付）

申請  
期間

2025年1月10日～2029年12月31日

産科医療特別給付事業ホームページ

<https://www.sanka-kyufu.jcqhc.or.jp/>



本事業の詳細は  
二次元コードから  
HPをご確認ください。

産科医療特別給付事業専用コールセンター

0120-299-056

受付時間：午前9時半～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

産科医療特別給付事業



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
Japan Council for Quality Health Care

ご存じですか？

# 産科医療 特別給付金

産科医療補償制度に  
未申請のお子様も  
申請できます

産科医療補償制度の個別審査で  
補償を受けられなかったお子様が申請できます



給付対象の  
3つの基準

出生時の脳性まひ\*で、下記 ①②③ の基準を全て満たすと給付対象となります。

\*受胎から新生児期(生後4週間以内)までの間に生じた脳性まひ

① 出生年ごとの在胎週数・出生体重

2009年～2014年までに出生したお子様

在胎週数  
28週～33週  
未満の出生

在胎週数33週以上で  
2,000g未満の出生

出生体重  
2,000g

28週—————33週————→ 在胎週数

2015年～2021年までに出生したお子様

在胎週数  
28週～32週  
未満の出生

在胎週数32週以上で  
1,400g未満の出生

出生体重  
1,400g

28週—————32週————→ 在胎週数

在胎週数、出生体重の基準に該当しないお子様は、一律に給付対象外となります。

② 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ

先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、給付対象となります。

③ 身体障害者障害程度等級1級または2級相当の脳性まひ

給付対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

特別  
給付額

1,200万円（一括給付）

申請  
期間

2025年1月10日～2029年12月31日

産科医療特別給付事業ホームページ

<https://www.sanka-kyufu.jcqhc.or.jp/>



本事業の詳細は  
二次元コードから  
HPをご確認ください。

産科医療特別給付事業専用コールセンター

0120-299-056

受付時間：午前9時半～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

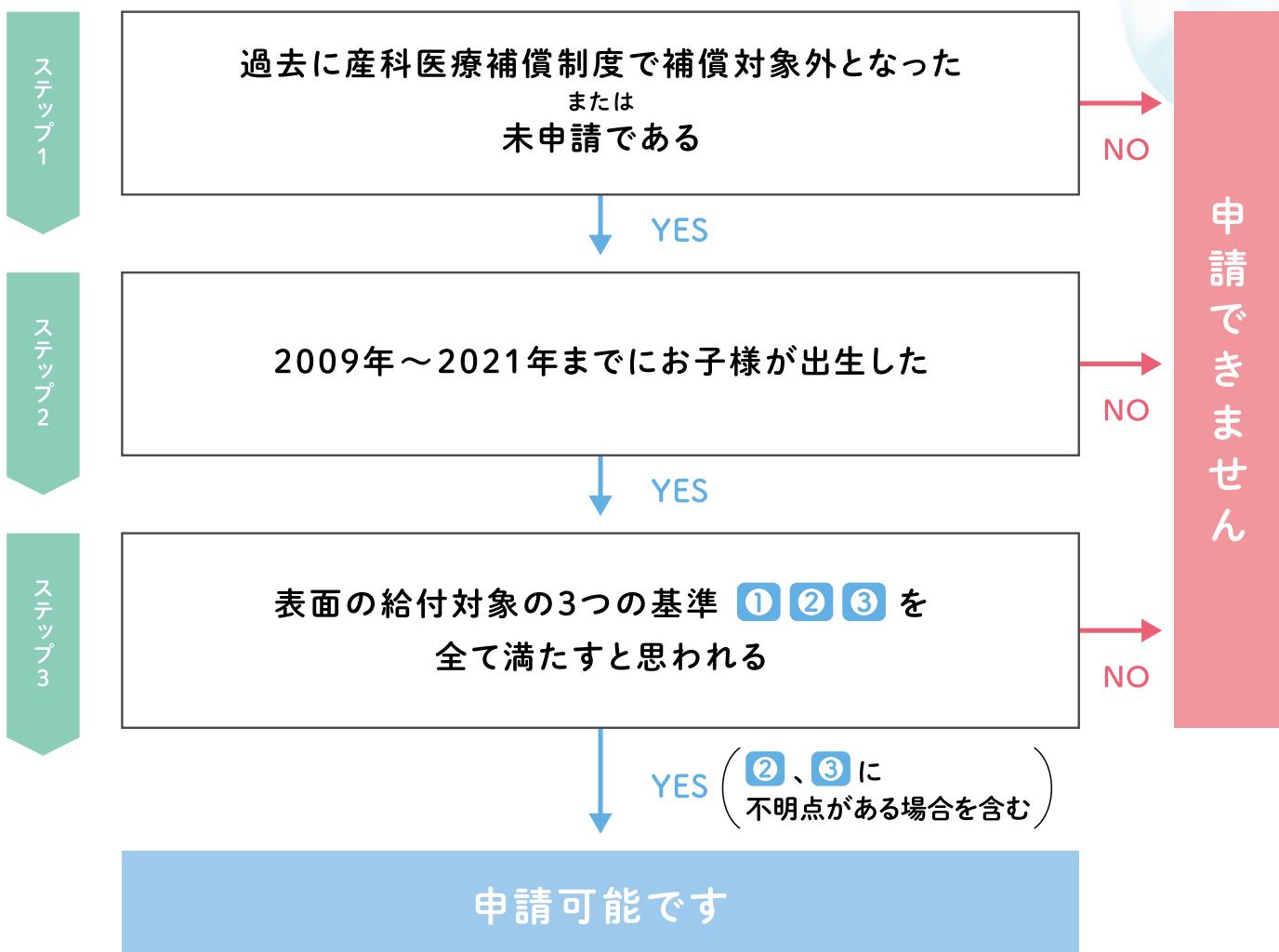
産科医療特別給付事業



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
Japan Council for Quality Health Care

## 給付申請の確認フローチャート

以下のフローチャートに沿ってお子様が申請可能であるかご確認ください。



給付申請後、表面の給付対象の3つの基準 ①②③ を  
満たすかについて所定の審査を行います。

## 給付申請書類の取り寄せ手順

以下の二次元コードから給付申請に必要な書類をお取り寄せください。

- ① 二次元コードを  
読み取りください。



<https://www.sanka-kyufu.jcqhc.or.jp/>

- ② 入力フォームに送付  
先住所等の必要情  
報を入力して、給付  
申請に必要な書類を  
お取り寄せください。



- ③ 給付申請書類を  
準備して運営組  
織にご提出くだ  
さい。



産科医療特別給付事業  
周知帳票に関する調査票

D

送信先FAX番号

別添4

03-5217-2334

○事務連絡「産科医療特別給付事業に関する周知について」(厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室)に基づき、周知に必要なチラシ・ポスター・リーフレットの部数について、ご報告をお願いいたします。

担当者			
団体等名			
部名			
課名			
係名		担当者名	
電話番号	- - -	FAX番号	- - -
メールアドレス	@		

郵便番号	-	都道府県	
ご住所 (市区町村・番地)			

請求帳票				
別添	帳票名	サイズ	備考	部数
1	事業案内リーフレット	A4	重度脳性まひのお子様・ご家族に配布	部
2	事業案内ポスター	A2	掲示用	部
3	事業案内チラシ	A4	重度脳性まひのお子様・ご家族に配布	部

※別添1,2,3は「産科医療特別給付事業に関する周知について  
(依頼)」(令和7年2月28日付厚生労働省医政局地域医療計画課  
医療安全推進・医務指導室事務連絡)をご参照ください。

産科医療特別給付事業専用コールセンター



0120-299-056

受付時間：午前9時半～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

1	日本産科婦人科学会
2	日本助産学会
3	日本母体胎児医学会
4	日本母性看護学会
5	日本周産期・新生児医学会
6	日本新生児成育医学会
7	日本小児神経学会
8	日本小児科学会
9	日本重症心身障害学会
10	日本リハビリテーション医学会
11	日本小児看護学会
12	日本母性衛生学会
13	日本公衆衛生学会
14	医療の質・安全学会
15	日本神経学会
16	日本小児リハビリテーション医学会
17	日本看護管理学会
18	日本地域看護学会
19	日本在宅看護学会
20	日本褥瘡学会
21	日本創傷・オストミー・失禁管理学会
22	日本医師会
23	日本産婦人科医会
24	日本助産師会
25	日本小児科医会
26	日本看護協会
27	日本理学療法士協会
28	日本言語聴覚士協会
29	日本作業療法士協会
30	全国保健師長会

31	全国保健所長会
32	国立重症心身障害協議会
33	日本小児総合医療施設協議会
34	新生児医療連絡会
35	全国児童発達支援協議会
36	全国助産師教育協議会
37	全国訪問看護事業協会
38	全国肢体不自由児父母の会連合会事務局
39	全国肢体不自由児施設運営協議会
40	全国重症心身障害児(者)を守る会
41	日本小児保健協会
42	日本小児在宅医学会
43	日本医療ソーシャルワーカー協会
44	日本相談支援専門員協会(NSK)
45	日本重症心身障害福祉協会
46	全国医療的ケア児者支援協議会
47	全国重症児者デイサービス・ネットワーク
48	全国医療的ケアライン(アイライン)
49	日本医療法人協会
50	日本精神科病院協会
51	日本病院会
52	全日本病院協会
53	全国周産期医療(MFICU)連絡協議会
54	NPO法人 日本脳性麻痺・発達医学会

2025年10月1日発行

## 第15号



# 産科医療補償制度ニュース

特集

## 2025年1月創設 産科医療特別給付事業 について紹介します

事業の概要から創設の経緯、  
よくあるQ&A・周知の取り組み  
をまとめました



人の安心、医療の安全 JQ  
公益財団法人 日本医療機能評価機構  
Japan Council for Quality Health Care



# 産科医療特別給付事業ってどんな事業？

## 1. 産科医療特別給付事業の目的

産科医療特別給付事業は、2021年12月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児等のうち、2022年1月改定基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給することを目的に創設されました。

## 2. 産科医療特別給付事業の概要

### 給付申請者の範囲

給付申請を行うことができる人は、脳性麻痺の児の保護者（親権者、未成年後見人またはこれらに準ずる者であって、児を現に監護している方）です。また、当該児がお亡くなりになっている場合には、当該児を監護していた保護者を含みます。

### 給付対象範囲

#### 給付対象の3つの基準

##### ①出生年ごとの在胎週数・出生体重

2009年～2014年までに出生したお子様



2015年～2021年までに出生したお子様



在胎週数・出生体重の基準に該当しないお子様は、一律に給付対象外となります。

##### ②先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ

先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、給付対象となります。

##### ③身体障害者障害程度等級1級または2級相当の脳性まひ

給付対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

特別給付金の給付額

1,200万円(一括給付)

申請期間

2025年1月10日～2029年12月31日

# どうやって創設されたの？



## 事業創設の背景

2022年1月に行われた産科医療補償制度の補償対象基準の見直しにより個別審査が廃止されたことを受け、個別審査で補償対象外となった脳性麻痺児を持つ保護者から、当該児について2022年1月改定後の新基準を適用し、救済することを求める声が上がりました。

その後、2023年6月に救済を求める声を受け、自由民主党政務調査会少子化対策調査会・社会保障制度調査会医療委員会合同会議において、「産科医療特別給付事業の枠組みについて」が取りまとめられました。

## 事業設計のあゆみ

特別給付事業の事業設計にあたっては、専門家や有識者にて構成される「産科医療特別給付事業事業設計検討委員会」および「審査基準等に関するワーキンググループ」が設置され、具体的な審査方法、支払い方法等事業の詳細設計について8回にわたって検討が行われ、「産科医療特別給付事業 事業設計検討委員会報告書」が取りまとめられました。

事業設計検討委員会 計5回	審査基準等に関するワーキンググループ 計3回
<b>主な議題：</b> 事業の目的、関係者ヒアリング、給付対象者の推計、事務経費、周知、原因分析、財源	<b>主な議題：</b> 給付対象の基準、診断時期の考え方、必要書類、審査・給付の仕組み、原因分析の医学的な考え方

「産科医療特別給付事業 事業設計検討委員会報告書」の取りまとめ

## 関係省令等の整備

厚生労働省の社会保障審議会（第111回医療部会、第184回医療保険部会）で審議が行われ、厚生労働省において「産科医療特別給付事業 実施要綱」が制定されました。

その後、評価機構に対し、実施要綱に基づき運営組織として業務を行うよう要請がなされました。

## 事業の開始

2025年1月10日より産科医療特別給付事業への申請が開始されました。



### 関係者ヒアリングの実施

2024年6月10日に開催された第3回事業設計検討委員会にて、産科医療特別給付事業の広範な理解と安定的な運営を目的として、当事者である「産科医療補償制度を考える親の会」、脳性麻痺児が通所・入所している施設の関係者である「全国肢体不自由児施設運営協議会」にご協力を依頼し、ヒアリングを実施しました。

第3回事業設計検討委員会  
関係者ヒアリングの様子



# よくある質問にズバリ

## 申請から給付までの流れ

### 1 給付申請書類の取り寄せ

保護者にて、産科医療特別給付事業ホームページ (<https://www.sanka-kyufu.jcqhc.or.jp/>) より必要書類を取り寄せいただきます。通常2週間程度で運営組織より必要書類を発送します。



### 2 給付申請書類の提出

保護者にて必要書類を分娩機関・診断医等から取得のうえ、運営組織に提出いただきます。  
すべての必要書類が到着した日から原則60日以内に運営組織から受理通知書を送付します。



### 3 審査、給付金の受領

医学的専門知識を有する委員によって構成される審査委員会において公正中立に審査を行います。  
審査結果が給付対象の場合、特別給付金申請書類を運営組織より発送しますので、必要書類を作成のうえ、運営組織に返送いただきます。  
その後、保険会社より1,200万円をお振込みします。



Q 産科医療補償制度は分娩機関が申請の主体となりますか、特別給付事業も同様ですか？

A 特別給付事業では、保護者が申請者となります。保護者にて、特別給付事業ホームページより給付申請書類の取り寄せをいただくようご案内ください。



Q 過去に産科医療補償制度申請時に専用診断書を提出している場合、再度作成は必要ですか？

A 実施要綱において、申請時点の状態を審査することとなっているため、事業が開始する2025年1月1日以降に作成された専用診断書を提出ください。なお、2025年1月1日以降に産科医療補償制度 補償請求用 専用診断書を作成いただいた場合は、特別給付事業の申請時に再度作成は不要です。



Q 給付申請してから審査結果が分かるまで、どのくらいかかりますか？

A すべての必要書類が到着した日から60日以内に受理通知を発出します。その後、受理通知の発出日の翌日から起算して原則として120日以内に、運営組織において審査を行い、審査の結果を通知します。

# 回答！特別給付Q&A

分 … 分娩機関  
診 … 診断医  
保 … 保護者

**Q** 児が亡くなっている場合も申請できますか？

分  
診  
保

**A** 生後6か月以降に亡くなった児についても申請可能です。特に児が亡くなっている場合、保護者が情報を知り得る機会が少ないことが想定されますので、医療機関のご担当者様、診断医の先生方におかれましては積極的に周知をお願いします。

5歳未満で産科医療補償制度に未申請の児がいるが、産科医療補償制度では補償対象外になると思うので、先に特別給付事業に申請してもよいですか？

分  
診

**A** 実施要綱において、産科医療補償制度の補償申請期限を迎えていない児については、先に産科医療補償制度に申請することとされております。

**Q** 専用診断書について、産科医療補償制度申請後に血液検査等の検査を実施していない場合、再度検査を実施する必要がありますか？

分  
診  
保

**A** 産科医療補償制度申請後に検査を実施していない旨を記載いただければ再度の検査は不要です。なお、審査委員会において再検査が必要とされた場合には追加検査をいただく可能性がございます。

給付申請書類の提出にあたりかかる費用は分娩機関、保護者のどちらが負担しますか？

診  
保

**A** 分娩機関が作成する証明書の文書料および診療録等のコピー代については分娩機関にてご負担いただくこととされております。一方で、専用診断書の作成等にかかる費用については保護者にてご負担いただくこととされております。

**Q** 産科医療補償制度では、補償金3,000万円は一時金と20年間にわたる分割金で構成されていましたが、特別給付事業も同様ですか？

保

**A** 特別給付事業では一括給付にて1,200万円が支給されます。

**Q** 分娩機関と保護者の間で損害賠償金等の支払いが発生している場合、損害賠償金等と本事業の給付金の両方を受領することができますか？

分  
保

**A** 両方受領することはできません。損害賠償金等の額が1,200万円以上の場合は給付対象外となります。また、1,200万円未満の場合は差額が支払われます。

# 事業の周知はどのように行っているの？

## 産科医療特別給付事業 ホームページの作成

特別給付事業ホームページに、事業案内、申請の流れ、ハンドブック、周知関連資料、Q&A等について掲載しております。

また、審査結果の状況についても都度委員会資料として開示しております。

産科医療特別給付事業HP→



## 事業案内チラシ・ポスター・リーフレットの作成・配布



### 事業案内チラシ

周知に関するチラシ・ポスター・リーフレットを作成し、脳性麻痺児とその家族が訪れる機会の多い全国の加入分娩機関、自治体、療育センター等に配布しております。

## 産科医療特別給付事業 解説Webセミナーの実施



### Webセミナー案内チラシ

2025年1月18日に全国の診断医・加入分娩機関向けに特別給付事業の内容を解説するセミナーをWEBにて実施しました。



第67回日本小児神経学会学術集会での周知

## 各種関係学会・団体向けの周知

脳性麻痺児と接する機会の多い、産科医、小児科医、リハビリテーション科医、助産師・看護師等が訪れる学会・団体様の学術集会にて各種発行物および周知に関する各種チラシ等の配布を実施しております。



## 特別給付事業に関するお問い合わせ

### 産科医療特別給付事業 専用コールセンター



0120-299-056

受付時間：午前9時半～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

# 産科医療補償制度の運営状況

産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の児とそのご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的としています。

## 1 加入分娩機関数

(2025年5月末現在)

加入分娩機関数	加入率(%)
3,038	99.9

## 2 審査

(2025年5月末現在)

補償対象基準 (※1)	児の生年	審査件数	補償対象 (※2)	補償対象外			継続審議	備考
				補償対象外	再申請可能(※3)	計		
(一般審査) 2,000 g 以上かつ33週以上	2009年～ 2014年	3,048	2,195	853	—	853	0	審査結果確定済み
(個別審査) 28週以上かつ所定の要件(※4)								
(一般審査) 1,400 g 以上かつ32週以上	2015年～ 2019年	2,136	1,712	424	—	424	0	審査結果未確定
(個別審査) 28週以上かつ所定の要件(※4)	2020年～ 2021年	526	432	68	21	89	5	
28週以上	2022年	143	133	4	5	9	1	
	2023年	79	75	1	3	4	0	
	2024年	3	3	0	0	0	0	
合計		5,935	4,550	1,350	29	1,379	6	—

(※1)「補償対象基準」は出生年によって異なる。なお、補償対象の認定には、補償対象基準を満たし、産科医療補償制度の定める脳性麻痺の定義に合致し、除外基準(先天性要因や新生児期の要因)に該当せず、重症度の基準を満たす必要がある。

(※2)「補償対象」には、再申請後に補償対象となった事案および異議審査委員会にて補償対象となった事案を含む。

(※3)「補償対象外(再申請可能)」は、審査時点では補償対象とならないが、審査委員会が指定した時期に再申請された場合、改めて審査する。

(※4)「所定の要件」は、2009年～2014年に出生した児と2015年～2021年に出生した児では異なる。

## 3 原因分析

2025年5月末までに4,206件の原因分析報告書を作成し、児・保護者および分娩機関に送付しました。原因分析報告書「要約版」(個人や分娩機関が特定されるような情報を記載していないもの)は産科医療補償制度の透明性の確保、および同じような事例の再発防止や産科医療の質の向上を目的として、本制度ホームページで公表しています。また、産科医療の質の向上につながる研究のために、原因分析報告書「全文版(マスキング版)」を所定の手続きを経て開示しています。

## 4 再発防止

2023年12月末までに原因分析報告書を児・保護者および分娩機関に送付した事例3,796件をもとに分析し取りまとめた「第15回 産科医療補償制度再発防止に関する報告書」を2025年6月に公表しました。再発防止に関する報告書の「テーマに沿った分析」では、「子宮収縮薬について」、「子宮収縮薬および吸引分娩についてー『産科医療の質の向上への取組みの動向』を踏まえてー」をテーマとして取り上げました。再発防止に関する報告書は、加入分娩機関や関係学会・団体、行政機関等へ送付するとともに、産科医療補償制度ホームページにも掲載しております。

# 第15回再発防止に関する報告書

2025年6月に発行しました。産科医療補償制度ホームページにも公開しておりますので、ぜひご覧ください。

産科医療補償制度ホームページに  
「第15回 産科医療補償制度再発防止に関する報告書」を公開しております  
詳しくはこちら



第15回再発防止に関する報告書



## < 目次 >

はじめに  
報告書の取りまとめにあたって  
再発防止の取組みについて  
再発防止委員会委員

## 第1章 産科医療補償制度

- I. 制度の概要
- II. 原因分析

## 第2章 再発防止

- I. 再発防止の目的
- II. 分析対象
- III. 分析の方法
- IV. 分析にあたって
- V. 公表の方法およびデータの活用

## 第3章 テーマに沿った分析

- I. テーマに沿った分析の概要
- II. 子宮収縮薬について

III. 子宮収縮薬および吸引分娩について  
—「産科医療の質の向上への取組みの動向」  
を踏まえて—

## 第4章 産科医療の質の向上への取組みの動向

- I. はじめに
- II. 集計対象
- III. 集計方法
- IV. 結果

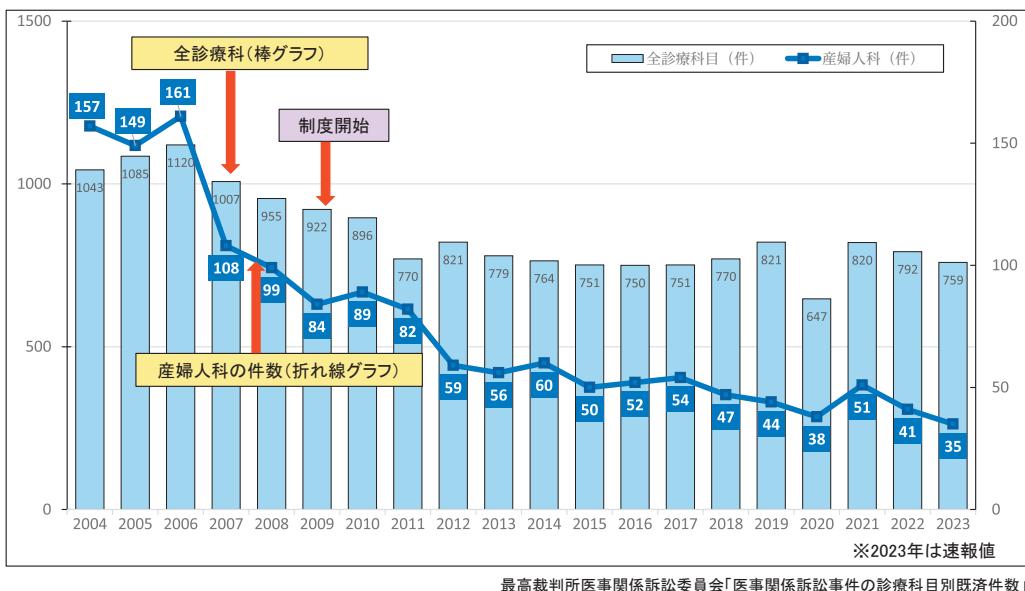
### 資料 分析対象事例の概況

- I. 再発防止分析対象事例における事例の内容
- II. 再発防止分析対象事例における状況および診療体制
- III. 脳性麻痺発症の主たる原因について



## 産婦人科の訴訟の動向

産科医療補償制度は紛争の防止・早期解決を目的の一つとしています。医療関係訴訟事件の診療科目別既済件数が、最高裁判所医事関係訴訟委員会より毎年公表されており、最新データは以下のとおりです。



産科においては、産科医療補償制度が導入されている。同制度では、医師や弁護士等で構成される第三者機関により原因分析が行われることにより、脳性麻痺の訴訟件数のみならず、発症件数も減っており、社会的に有意義であると思う。

最高裁判所医事関係訴訟委員会  
「2017年2月 第29回医事関係訴訟委員会・第27回鑑定人等候補者選定分科会議事要旨」  
より抜粋

## 編集後記

産科医療特別給付事業は開始から半年余りが経過し、関係者の皆様のご協力のもと、安定的に事業運営を実施できております。改めて深く感謝申し上げます。

本号は、これまで運営組織に寄せられたご質問等を踏まえ、関係者の皆様の疑問解消に資する内容として作成いたしました。ぜひご活用いただければ幸いです。

(井手 智也)

## お問い合わせ先

産科医療補償制度専用コールセンター

**0120-330-637**

受付時間：午前9時～午後5時 (土日祝日・年末年始を除く)

産科医療特別給付事業専用コールセンターは別途設けております。  
詳しくはP.5をご参照ください。



産科医療補償制度ニュース第15号 2025年10月発行  
公益財団法人 日本医療機能評価機構